

皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会  
資料集

1. 皇居外苑の現況	1
2. 皇居外苑の歴史	41
3. 皇居外苑に関する閣議決定等	53
4. 皇居外苑に関する動き（昭和 20 年～）	67
5. 世界の王宮前広場の概要	71



## 皇居外苑の現況

## 1. 国民公園 皇居外苑の概要



## (1) 全体の概要

- ・面積：115.1ha（東西約 1.7km、南北約 2.2km）
- ・「旧皇室苑地の運営に関する件」（昭和 22 年 12 月閣議決定）に基づき、昭和 24（1949）年 4 月から旧皇室苑地の宮城外苑を国民公園皇居外苑として一般に開放している。
- ・旧皇室苑地を引き継いだ由緒ある公園であり、我が国を代表する象徴的な公園である。
- ・広大な緑地に豊かな自然や優れた景観を備え、都心のオアシスとして人々の憩いの場となっている。
- ・北の丸地区は、「皇居周辺北の丸地区の整備について」（昭和 38 年 5 月閣議決定）に基づき整備が進められ、昭和 44（1969）年 4 月から国民公園として一般に開放している。

## (2) 皇居外苑地区造営の特徴

### ①明治時代

- ・皇居外苑地区に該当する場所は、江戸時代には「江戸城西丸下」と呼ばれ、大名屋敷が立ち並んでいた。明治維新による江戸城開城後、明治宮殿御造営後の明治 21 (1888) 年頃までに、旧大名屋敷等の建物の大部分は撤去され、広場となった。
- ・当時のこの場所への樹木植栽は、明治 10 (1877) 年 11 月に東京府知事楠本正隆が内務卿大久保利通にあてて提出した「皇城周囲堀端へ樹木栽付費金別途下渡之儀」に記録があり、樹陰をつくり清爽の環境とするため、皇居周囲の濠端に、カエデ、ヤナギ、クルミ、マツを延長 2364 間 (約 4298m) にわたって植栽するべくその費用の下げ渡しを要請している。
- ・旧大名屋敷等の建物の撤去が進んだ明治 21 (1888) 年には、広場への野芝張工事が行われている。
- ・日露戦争時の明治 37 (1904) 年、九連城<sup>くれんじょう</sup>陥落を祝う祝賀行列が馬場先門と桜田門を入ろうとして多数の人びとが押し寄せ、死傷者が出る惨事がおきた。これを機に政府ならびに東京府・東京市は将来を考慮し、皇居前広場を公園式に改めるとともに、桜田・馬場先・大手の 3ヶ所の濠の一部を埋め立て横断する道路を開く議が起り、明治 37 (1904) 年 10 月、東京市区改正新設計の第一等道路第一類中に、現在の皇居外苑地区の中央を南北に通ずる道路計画が追加された。この計画に基づき、明治 38 (1905) 年に建設されたのが「凱旋道路」(現在の内堀通り)である。

### ②大正時代

- ・大正期にはいり、皇居外苑地区は、日本の伝統的景観である白砂青松を想起させる空間として、黒松と芝生による、現在の風景の原型が作りだされた。大正 6 (1917) 年、宮内省内匠寮御用掛となった原<sup>ひろし</sup> 瀧 東大名誉教授・農学博士は、宮内大臣波多野敬直に建白書を提出し、皇居前広場の疎林の主木を「黒松が最も然るべきである」として、整備が進められ、東京市公園課長井下清が施工にあたった<sup>1</sup>。
- ・大正 12 (1923) 年には、関東大震災後の震災復興事業として行幸通りが建設された。

### ③昭和時代 (戦前)

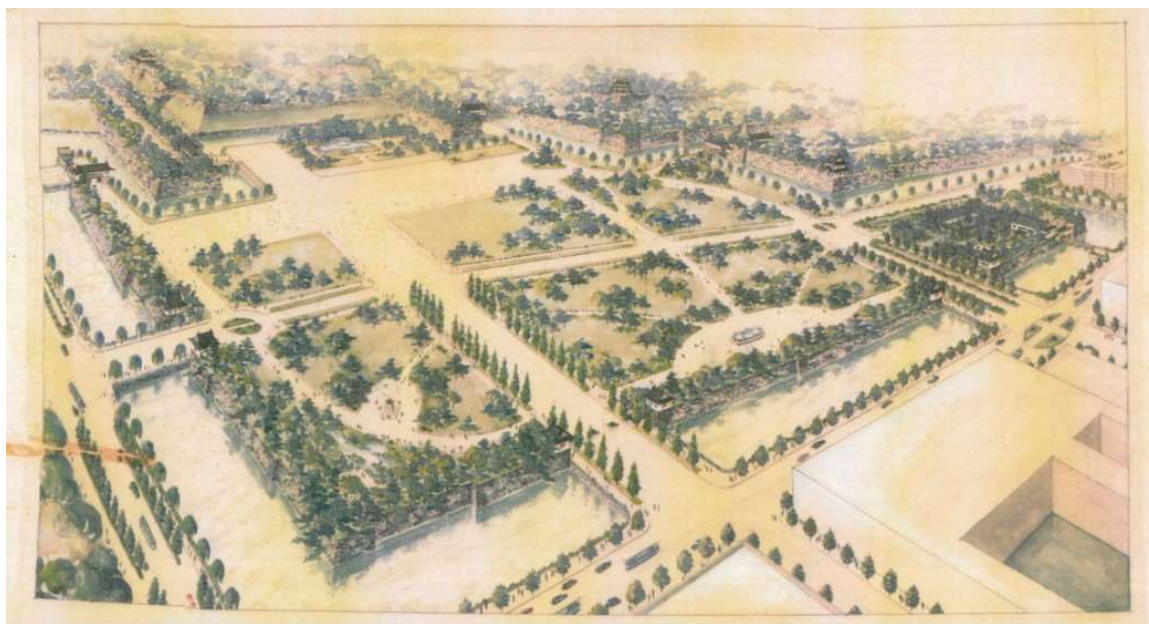
- ・昭和 14 (1939) 年から東京市が「莊嚴にして典雅、静謐にして清浄なる聖域の造成」<sup>2</sup>をコンセプトに「紀元二千六百年記念宮城外苑整備事業」を実施。「自動車、自転車の織る

<sup>1</sup> 「原瀧の足跡－日本のランドスケープアーキテクト」(平成 13 年 佐藤昌) より 資料提供：石川幹子氏

<sup>2</sup> 「東京市紀元二千六百年奉祝記念事業志」(昭和 16 年 3 月 東京市役所) 第三篇 第五章 紀元二千六百年記念宮城外苑整備事業奉賛会趣意書より 資料提供：石川幹子氏

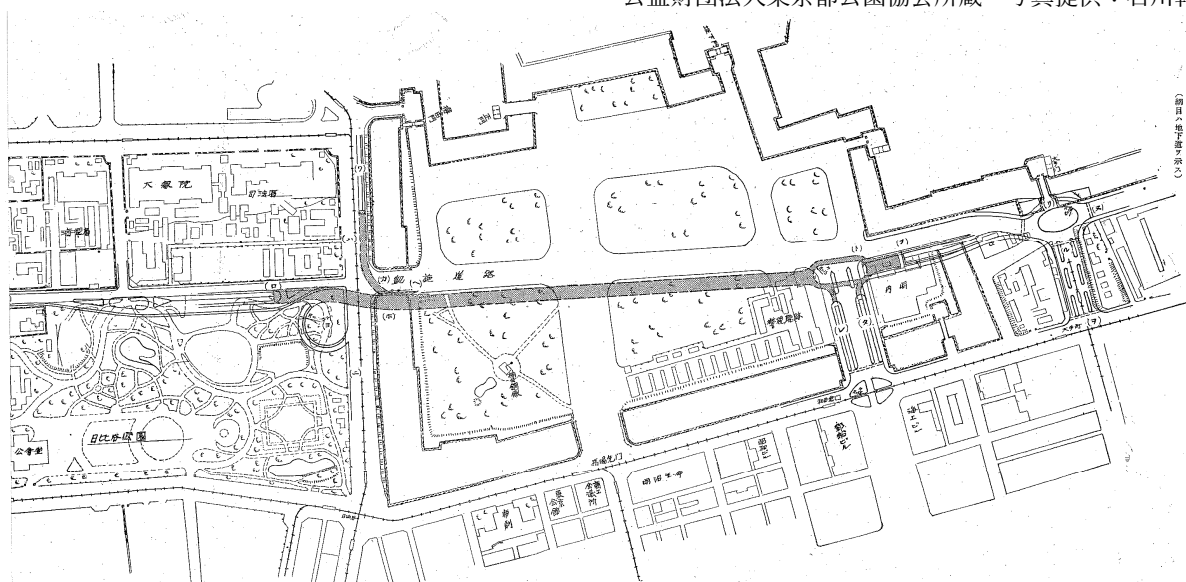
が如き交通に委せられ、森厳なるべき宮城外苑の風致と静穏とを害すること甚大なる」<sup>3</sup> 凱旋道路を地下化するとともに、それまでの景観を大きく変えることなく、広場、植栽等を整える計画が進められた（凱旋道路（現在の内堀通り）の自動車交通量は昭和9年、10年の調査で25,000台/日<sup>4</sup>、令和元年の調査で33,750台/12時間<sup>5</sup>の記録がある）。

- ・しかし、広場と植栽の土木・造園的工事が行われる最中、日中戦争からの戦況急変等の影響もあり、昭和18（1943）年7月に実質上の事業休止となり、凱旋道路の地下化は実現されなかった。



紀元二千六百年記念宮城外苑整備事業 計画図

公益財団法人東京都公園協会所蔵 写真提供：石川幹子氏



紀元二千六百年記念宮城外苑整備事業に伴う皇居前広場地下道計画

出典：「紀元二千六百年記念宮城外苑整備事業概要」昭和14年 東京市

<sup>3</sup> 「東京市紀元二千六百年奉祝記念事業志」（昭和16年3月 東京市役所）第三篇 第一章より 資料提供：石川幹子氏  
<sup>4</sup> 「宮城外苑地下道計画案に就いて」（昭和14年 山田正男）より 資料提供：石川幹子氏  
<sup>5</sup> 「交通量統計表」（令和元年 警視庁）より、大手門交差点における坂下門方向流入・流出台数の合計値を算出

## ④昭和時代（戦後）～現在

- ・昭和 24 (1949) 年 4 月、国民公園皇居外苑として一般に広く開放されることとなり、また昭和 27 (1952) 年には、千代田区宮千代田グランドとなっていた和田倉一帯が所管換により国民公園皇居外苑の敷地に加わった。
- ・和田倉は昭和 28～32 (1953～1957) 年度までの間に、張芝・樹木植栽が行われたが、昭和 36 (1961) 年に明仁皇太子（現在の皇陛下）ご成婚を記念して噴水施設がつくられたのち、徳仁皇太子（今上天皇）のご成婚を機に平成 5 (1993) ～6 (1994) 年度に和田倉噴水公園として整備され、休憩所も置かれている。
- ・一方、楠公像周辺では、二重橋参りの人の増加に対応して、昭和 26 (1951) 年に休憩所が建設されたほか、昭和 34 (1959) 年度には、楠公像周辺や馬場先にかけての歩道の舗装工事が完了した。
- ・昭和 30 年代以降には、周辺を走る自動車の排気ガスやばい煙等の影響により多くの松が枯れたため、新たなクロマツ補植が行われた。そのほか、主に濠端の土堤上や内堀通りの東側を中心に、ケヤキ、クスノキ、タブノキ、マテバシイ、モチノキ等の広葉樹も補植されるようになった。

参考：「皇居外苑」（昭和 56 年 前島康彦）

「皇居外苑誌（皇居外苑風致考）」（昭和 43 年 池辺武人）

「事務提要[国民公園]」（環境省自然環境局総務課）

(3) 歴史的遺構・文化財

- ・江戸城、旧皇室苑地という歴史を経て、濠や石垣、城門などの歴史的遺構が特徴的な景観をつくりだしている。
- ・文化財としては、以下の6件の指定がある。

特別史跡・・・・・・・・江戸城跡（補足資料 参考4）

国指定重要文化財・・・・桜田門

田安門

清水門

旧近衛師団司令部庁舎

国指定天然記念物・・・・江戸城跡のヒカリゴケ生育地



皇居外苑の国指定重要文化財

## (4) 都市計画・防災計画における位置づけ

- ・都市計画法による「東京都市計画公園第1号中央公園」に含まれる。(補足資料 参考5)
- ・千代田区都市計画では、都市計画施設の「都市計画公園・緑地」に指定され、用途地域は「第一種住居地域」に指定されている。
- ・防災計画上は、東京都震災対策条例に基づき、地区内残留地区（千代田区、秋葉原、上野地区）に位置づけられるとともに、千代田区の「災害時退避場所」に指定されている。  
(補足資料 参考6)
- ・千代田区地域防災計画（震災対策編）及び東京都地域防災計画（震災編）において、馬場先及び北の丸公園第二・第三駐車場が、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地に選定されている。(補足資料 参考7)
- ・関係省庁の申し合わせにより、首都圏直下型等大規模地震発生時の閣僚の参集のためのヘリコプター活用の際の緊急時離発着場の候補地となっている。



## 2. 皇居及び皇居外苑の自然環境

### (1) 皇居の自然と生物相

#### ①皇居の自然の概要・経緯

- ・現在の皇居では、全体の面積 115ha の相当な部分を、樹林、草地、濠、池が占めており、特に吹上御苑の森は、皇居の森の中心的な存在となっている。
- ・皇居付近は、武蔵野台地の東端に位置し、台地と小河川の入り組んだ地形で、東側は東京湾の海に面していた。
- ・江戸城築城に伴い、吹上御苑は屋敷の敷地となり、明治期まで庭園として管理・利用されてきた。
- ・吹上御苑内の広葉樹の森は、江戸時代や明治時代以降に庭園樹として植栽された樹木に、本来この地に自生する樹木が加わり、それぞれが成長し成立したものであり、樹齢 300 年を超える巨木も存在する。

#### ②皇居の自然の現況

- ・現在の吹上御苑は、シイ・カシ等の常緑広葉樹を中心とする豊かな樹林に覆われている。
- ・東御苑の二の丸には、昭和 58 (1983) 年に昭和天皇のご発意により「武蔵野の森」を再現した雑木林が造成され、平成 14 (2002) 年に上皇陛下のご発意により隣に新しい雑木林が拡張され、きめ細かな管理がなされている。
- ・そのほか、濠や池の水域や湿地帯等の多様な環境が存在し、都市に適応した種が見られる一方で、都心では見られなくなった動植物も多数生息・生育し、都内随一の豊かで多様な自然環境が広がっている。

#### ③皇居の生物相

- ・国立科学博物館が平成 8 (1996) 年度から平成 25 (2013) 年度までに、2 期にわたって皇居内のモニタリング調査を実施。
- ・調査の結果、動物約 4,400 種、植物・藻類・菌類など約 1,600 種、合計約 6,000 種が記録された。
- ・日本で初めて記録された種や新種、都区内では絶滅したと思われていた種、絶滅が危惧されている種（ベニイトトンボ、オオミズスマシ、ヒキノカサ等）も確認されている。

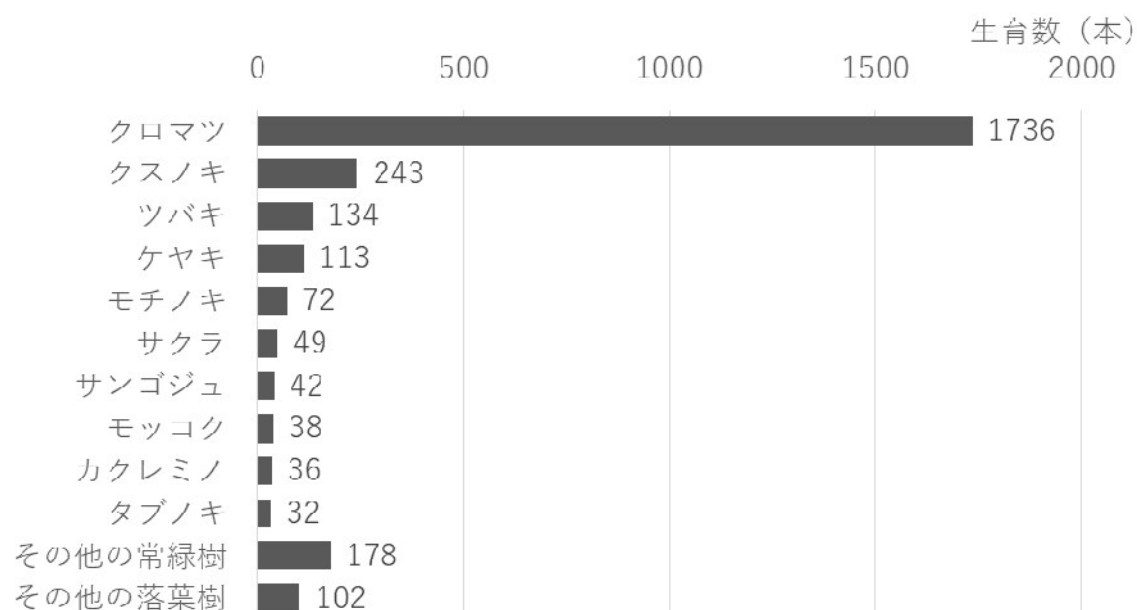
参考：皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画（平成 28 年 2 月）関係資料集をもとに作成

## (2) 皇居外苑の自然環境

## ①自然環境の概要

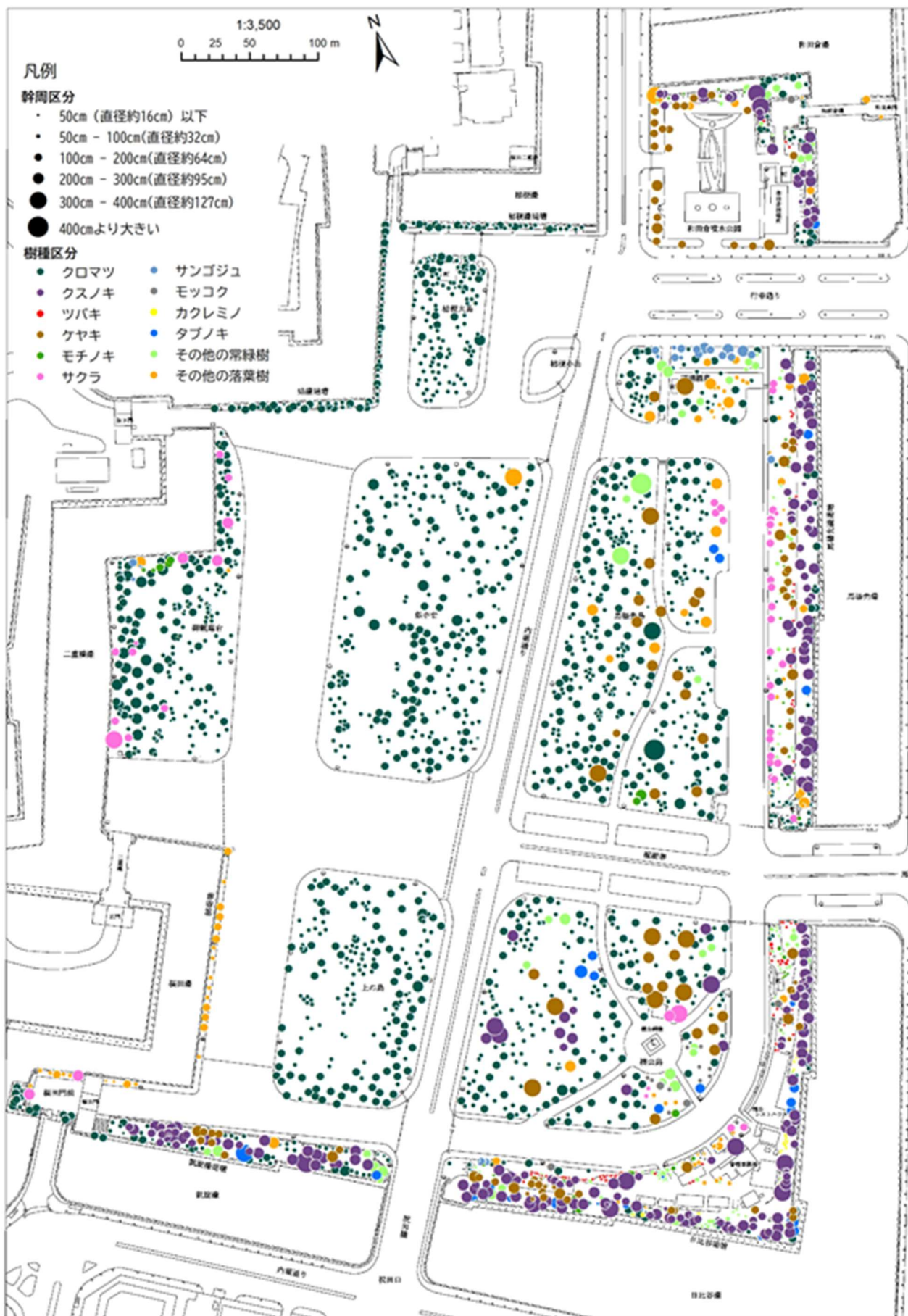
- ・皇居外苑地区付近はもともと東京湾の日比谷入江だったが、江戸城築城時に入江を埋め立て、幕府重臣の屋敷地及び江戸城の濠として整備された場所である。
- ・皇居外苑地区の緑の多くは明治期以降の植栽に由来し、令和元(2019)年現在で計 2775 本、80 種類近くの高木が生育している。広場にはクロマツの疎林と芝生、濠の堤塘上には、クロマツのほか、クスノキ、ツバキ類、マテバシイ等の常緑広葉樹や、ケヤキ、サクラ類等からなる樹林植生が見られる。
- ・内堀通りを境に、西側の広場にはクロマツ以外の樹種はほとんど植えられていないが、東側には、クロマツのほか、クスノキ・タブノキ・モッコク等の常緑広葉樹、ケヤキ・サクラ類等の落葉広葉樹が混在している。
- ・桜田濠、半蔵濠などの堤塘は、江戸時代から継続的に草地として管理されている。
- ・北の丸地区の緑は、昭和 38 (1963) 年以降の森林公園としての整備の際の植栽に由来し、クスノキやスダジイの常緑広葉樹林、ケヤキ、コナラ等の落葉広葉樹林、芝生、池等の環境が整備されている。
- ・12 の濠は江戸時代に造成され、都心部では最大の内水面である。ジュズカケハゼ、モツゴなどの在来魚が生息し、桜田濠、牛ヶ淵、蛤濠、桔梗濠等では水生植物も見られる。冬期には、キンクロハジロ、ヒドリガモ等の水鳥が多数飛来している。
- ・ヘイケボタル(牛ヶ淵・蛤濠・桔梗濠)や、国指定天然記念物のヒカリゴケ(千鳥ヶ淵)、そのほか、環境省レッドリスト掲載種のツツイトモやベニイトトンボ等、都心部では見ることが難しくなった様々な生物が生息・生育している。

(補足資料 参考 8)



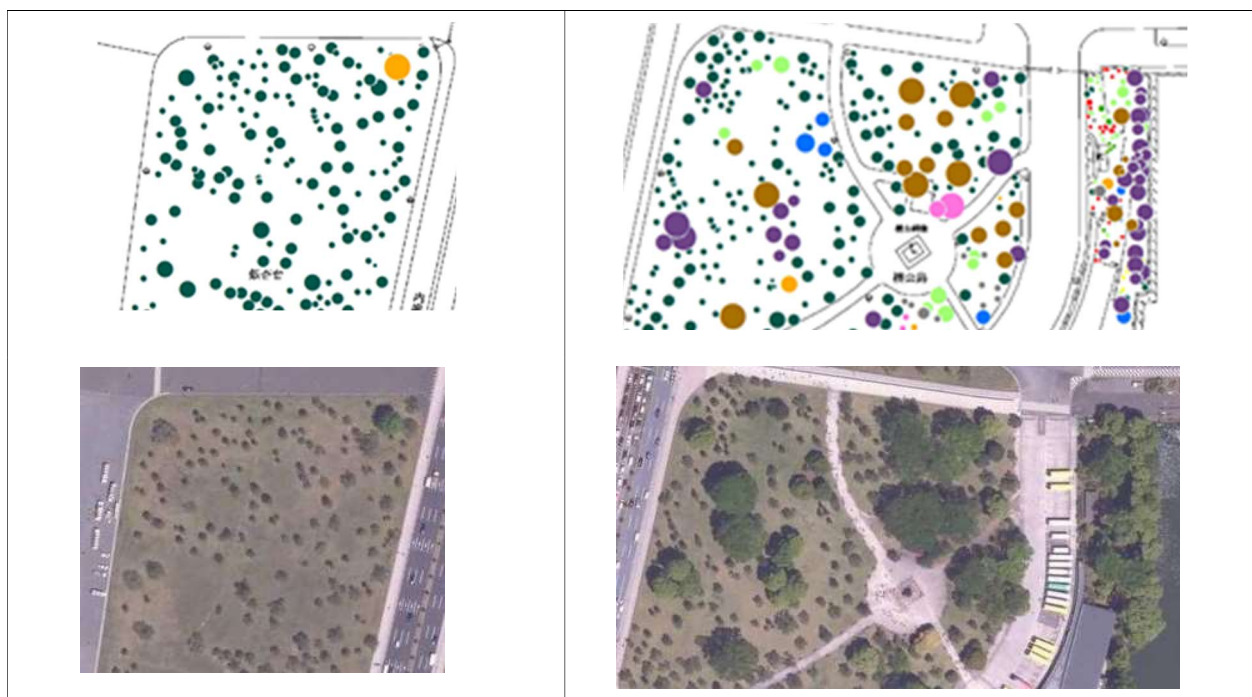
皇居外苑地区に生育する樹木(高木)の種類・本数(令和元(2019)年現在)

皇居外苑管理事務所提供資料をもとに集計



皇居外苑地区の樹木配置状況

皇居外苑管理事務所提供資料をもとに作成



拡大図：正門前広場の一部

拡大図：楠公像周辺の一部

写真の出典：「国土地理院撮影空中写真 2019年」（国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス）

## ②皇居外苑地区の生物相

- ・皇居前広場には、明治期以降に整備された黒松と芝生を主体とした植生が広がっており、皇居外苑地区を特徴づける文化的景観として重要なものである。また、楠公像周辺及び馬場先の芝生地東側に植栽されたケヤキやタブノキが大きく成長し、緑陰を作っている。
- ・濠沿いの堤塘には、クスノキ、ケヤキ等からなる植栽由来の樹林植生が帯状に続き、低木類・草本類が林床を覆っている。
- ・濠の水域は近年、水質の改善とともに急速に様相を変えつつあり、ホザキノフサモ、ツツイトモ、エビモ等の沈水植物が優占する水域が拡大している。平成 27（2015）年 10 月時点で、桜田濠、二重橋濠、蛤濠、桔梗濠、凱旋濠には沈水植物が優占し、大手濠の一部でも生育が確認されている。
- ・濠には多くの水鳥が飛来し、カルガモやオオバン等の留鳥、キンクロハジロ、オカヨシガモ等の冬鳥も見られる。

### 〈ヘイケボタル〉

- ・皇居外苑地区の濠に生息する特徴的な生物として、ヘイケボタルが挙げられる。桔梗門付近や牛ヶ淵で生息が確認されている。
- ・皇居外苑のヘイケボタルは、DNA 検査の結果、皇居内の個体群とは異なり関東南部の他の在来個体群と遺伝的に近いことから、地域在来の個体群である可能性がある。

参考：皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画（平成 28 年 2 月）関係資料集をもとに作成

## (3) 濠水浄化の取組み

## ①これまでの主な取組み

- ・環境省が管理する皇居外苑にある 12 の濠では、昭和 40 年代以降玉川上水の余水供給停止等も受け、アオコの大量発生等が課題となり、以下の水質改善対策を講じてきている。

濠水浄化設備の整備・稼働（平成 7（1995）年）

かいぼり（牛ヶ淵：平成 15（2003）・21（2009）年 千鳥ヶ淵：平成 28（2016）年）

新たな浄化設備の稼働（平成 25（2013）年）

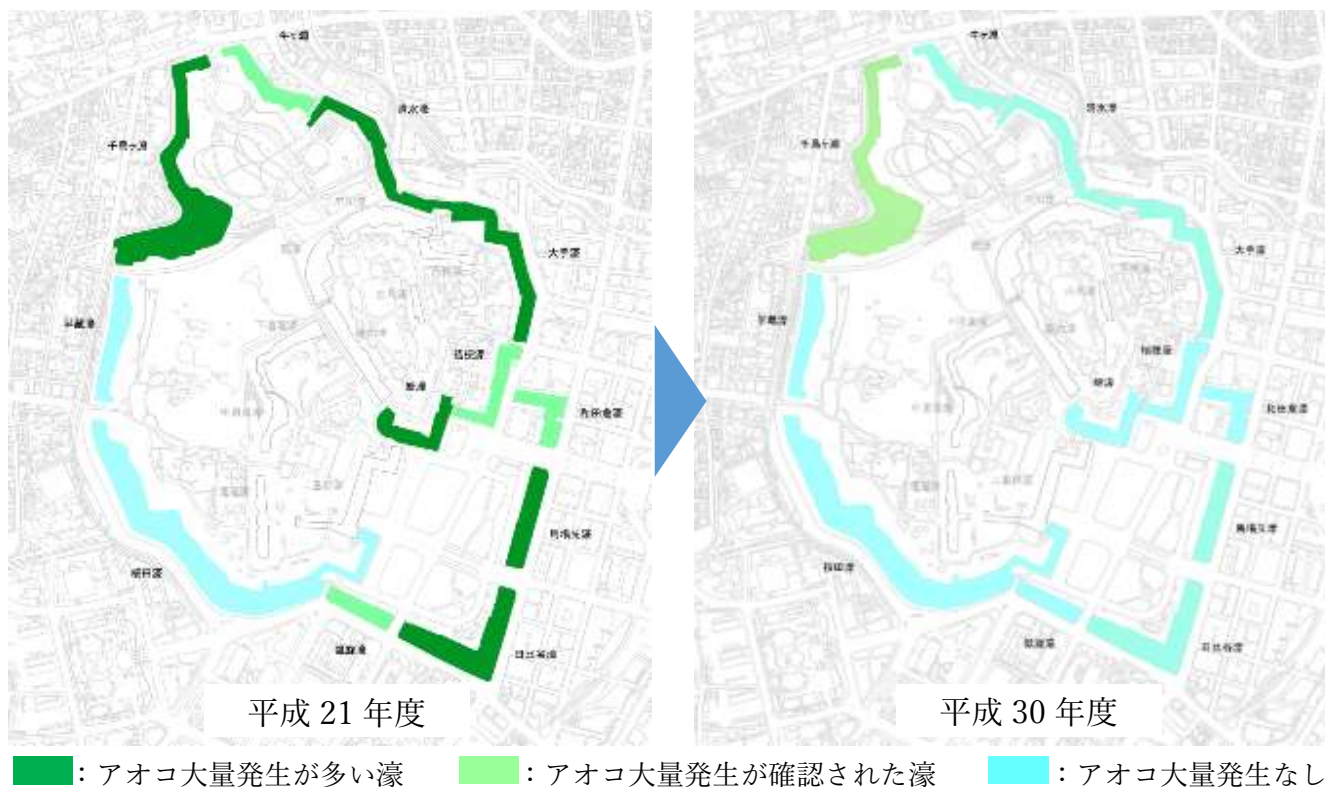
東京都への働きかけによる下水道からの雨天越流防止工事推進（平成 28（2016）年）

フサモ、ハス等の水生植物の刈取り実施（年 2～3 回程度）

民間ビル地下の浄化設備での濠水貯留・浄化

## ②更なる取組み

- ・平成 30（2018）年度に現浄化施設に汚泥処理設備を追加、平成 31（2019）年 4 月から稼働を開始し、施設の機能向上を進めている。
- ・雨水等のほか、新たな水源として周辺工事現場（九段会館）の地下水等を受け入れている。



## アオコの発生状況の比較

参考・図の出典：皇居外苑管理事務所提供資料

### 3. 皇居外苑地区の文化的景観

#### (1) 文化的景観としての皇居外苑地区

- ・ 文化的景観は、人間と自然との相互作用によって歴史的に形成され生み出された人類共通の文化的資産として、世界遺産条約において国際的に認められているものである。世界遺産条約履行のための作業指針では「文化的資産であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するもの」「人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するもの」<sup>6</sup>とされる。
- ・ 皇居外苑地区は、日比谷入江の海岸だった場所が埋め立てられ、江戸時代には大名屋敷として使われていた場所である。しかし、明治期の皇居御造営以降、国民に向けて皇居正門前の尊厳を保つ目的から、海岸の自然景観を代表する白砂青松の主木として「最も然るべき」とされた黒松をはじめとする、地域在来の樹種を主体とした樹木が植栽され、手入れが施されてきた。
- ・ このような、自然と調和しながら形成され、今日まで手をかけ受け継がれてきた白砂青松という皇居外苑地区の風景は、日本の首都東京における主要な文化的景観といえる。



皇居外苑地区にみる黒松と芝生からなる景観

写真提供：石川幹子氏

<sup>6</sup> 原文：Operational Guidelines for the Implementation of the *World Heritage Convention* (WORLD HERITAGE CENTRE 2019)

## 皇居外苑地区における大正～昭和初期の樹木の主な確認記録（数字は本数）

大正 11 (1922) 年 4 月実測 計 2128 本	<u>平地部</u> 計 13 種 1285 本	マツ 868 ヤナギ 173 シイ 106 セイドル 89 アカシヤ 21 エノキ 8 カシ 5 サクラ 4 カエデ 4 ミズキ 2 ウメ 2 モチ 1 イチョウ 1
	<u>堤上</u> 計 7 種 647 本	マツ (在来木) 155 同 (補植) 439 エノキ 35 ムクノキ 9 アカシヤ 6 シイ 2 モチ 2 クリ 1
	<u>林野局構内</u> 計 10 種 196 本	マツ 82 カナメモチ 59 ヒノキ 12 ヒバ 11 シイ 11 コノテガシワ 6 モミ 5 アオギリ 4 多行松 3 カキ 2
昭和 3 (1928) 年 1 月実測 計 1901 本	<u>平地部</u> 計 16 種 1124 本	マツ (大・中) 675 同 (小) 26 ヤナギ 219 ヒマラヤシーダー 92 シイ 42 アカシヤ 34 カシ 6 エノキ 6 コノテガシワ 4 カナメモチ 5 アカメガシワ 3 イチョウ 2 サクラ 3 モチノキ 2 モミジ 2 ラカンマキ 1 ヤツデ 2
	<u>濠沿土堤</u> 計 10 種 777 本	マツ (大) 125 同 (中) 46 同 (小) 547 エノキ・ムクノキ 41 シイ 2 モチノキ 2 イボタ 10 クリ 1 イチョウ 1 モミジ 1 カシワ 1
昭和 4 (1929) 年 (外苑全体で 計 2283 本)	<u>中央道路より東側 芝生地</u> 計 4 種 100 本を 補植	ヤマザクラ 24 モミジ 30 ケヤキ 26 イチョウ 20

出典：「皇居外苑誌（皇居外苑風致考）」（昭和 43 年 池辺武人）

## (2) 皇居外苑地区の景観形成の経緯

	
<p>①江戸期（安政6（1859）年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸城築城とともに日比谷入江が埋め立てられる。</li> <li>・濠で囲まれた土地（西丸下）に大名屋敷がおかれていた。</li> </ul>	<p>②明治42（1909）年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皇居御造営により建物は撤去され、皇居正門前の尊厳を保つ目的で、マツ、ヤナギ、カエデ等の植栽と張芝が行われた。</li> <li>・広場を南北に通る凱旋道路と祝田橋は明治38（1905）年に建設された。</li> </ul>
	
<p>③昭和24（1949）年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和14（1939）年からの紀元二千六百年記念宮城外苑整備事業により、黒松を主体とする現在の白砂青松の風景が整う。</li> </ul>	<p>④令和元年（2019）年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明治期の皇居御造営以来、海岸の自然景観に見立てた白砂青松の風景が継承されている。</li> </ul>

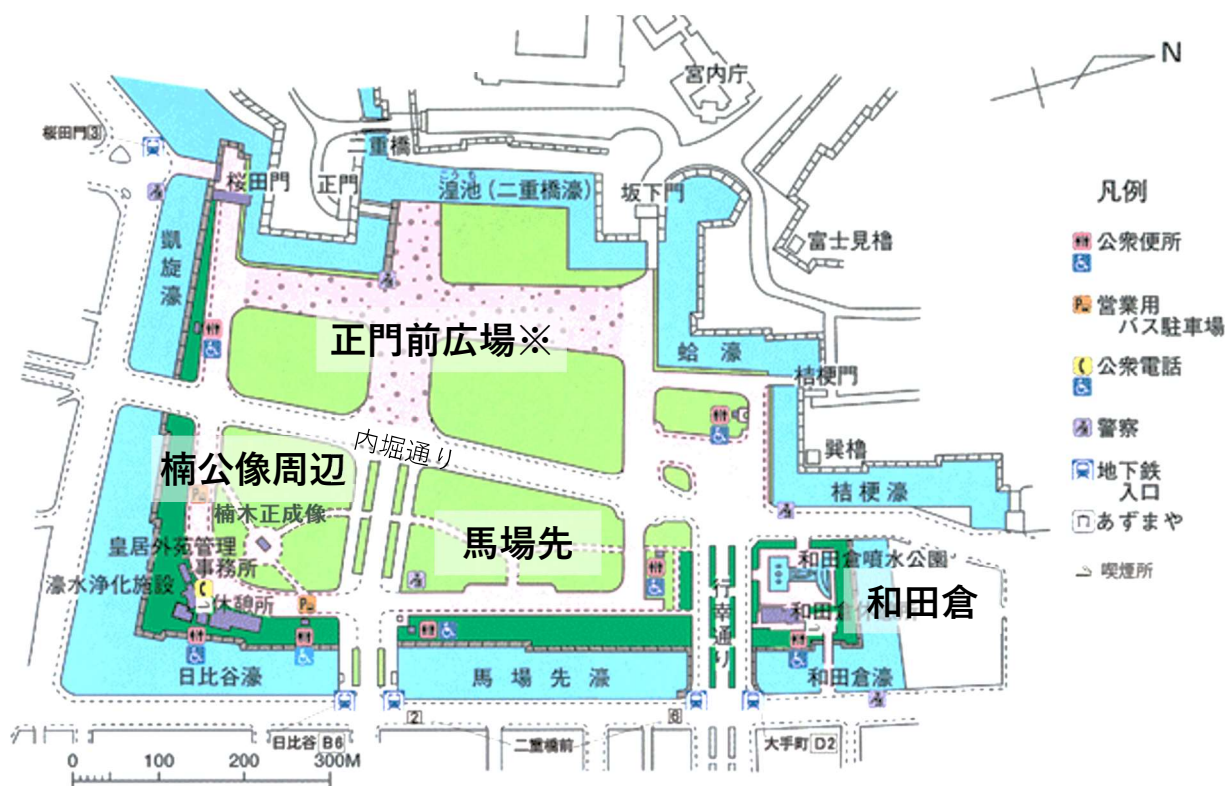
図・写真の出典

- ①：「分間江戸大絵図完」（地図版元 須原屋）  
 ②：「旧1万分1地形図 日本橋（o152）（1909年測量）」（国土地理院 1910年発行）  
 ③：「米軍撮影空中写真 1949年」（国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス）  
 ④：「国土地理院撮影空中写真 2019年」（国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス）



## 4. 地区別の特性・状況

## (1) 皇居外苑地区 (面積 46.5ha)

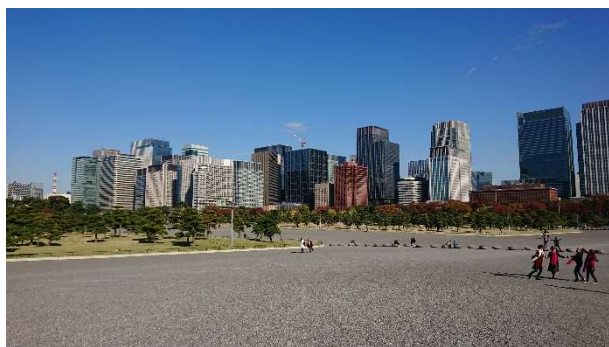


本資料における皇居外苑地区各所の名称

※正門前広場：本資料では、皇居正門前の砂利敷、黒松、芝生からなる広場を指す。坂下門、桔梗門、桜田門前の舗装部分も含む。

## ①正門前広場

- ・砂利敷と黒松植栽の芝生の広場が調和し、荘厳かつ明るい景観が創出されている。
- ・日本を代表するシンボリックな場として皇居参観者を中心に多くの来園者があり、近年は外国人観光客の占める割合が増加している。
- ・国賓の宮中参内や新任大使の信任状捧呈式の際は、通常は閉ざされている皇居正門から馬車列等が出入する特別な光景が見られる。
- ・天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典をはじめ、皇居外苑における国家的行事の主要な開催場所として利用されている。
- ・桜田門は江戸城の特徴である枡形門の形態を保ち、国の重要文化財に指定されている。
- ・桜田門から内堀通りに至る空間は皇居一周ランニングの起終点として利用されている。



砂利敷の広場



黒松と芝生地



二重橋を望む景観ポイント



二重橋前を訪れる観光客

## ②<sup>なんこう</sup>楠公像周辺

- ・黒松植栽の芝生地を中心に、日比谷濠に面した南側及び東側は、クスノキ、タブノキ、ケヤキ、イチョウ等の樹林帯となっている。
- ・芝生地が昼間は一般開放されているほか、中央部に楠木正成公の銅像（楠公銅像）があり、休憩所、観光バス専用駐車場、売店等が整備され、皇居参観利用者及び散策利用者の休憩拠点となっている。
- ・皇居外苑管理事務所、濠水浄化施設等の管理施設が集まる。
- ・南側に、日比谷濠、晴海通りを挟んで都立日比谷公園が隣接している。



楠木正成の銅像



観光バス専用駐車場

## ③馬場先

- ・黒松植栽の芝生地を中心に、馬場先濠に面した東側は、クスノキ、タブノキ、ケヤキ、イチョウ等の樹林帯となっている。
- ・芝生地が一般開放されているほか、歩道沿いのベンチは散策利用者や近隣ビル街に勤める人達の休憩の場として利用されている。
- ・日曜日にはパレスサイクリング（祝田橋－平川門間の道路を自転車用に特別開放）の拠点として利用されている。
- ・北側の和田倉との間の行幸通りで東京駅に直結している（東京駅まで約 400m）。



黒松植栽と芝生地



散策・休憩場所として利用される歩道

## ④和田倉

- ・昭和 27（1952）年に大蔵省から厚生省に所管換となって皇居外苑に編入され、昭和 36（1961）年に明仁皇太子（現在の<sup>上皇陛下</sup>）ご成婚を記念して造られた噴水庭園を、徳仁皇太子（今上天皇）のご成婚を機に平成 5（1993）～6（1994）年度に和田倉噴水公園として再整備したものである。
- ・レストラン、情報コーナーを併設する休憩所もリニューアルし、来訪者の憩いの場として親しまれている。
- ・かつての和田倉門の渡<sup>わたりやぐら</sup>櫓跡の石垣が遺構として残る。



噴水施設



休憩所（レストラン・情報コーナー等）

## (2) 北の丸地区 (面積 19.3ha)



- ・昭和 38 (1963) 年から森林公園として整備し、皇居外苑の一部として昭和 44 (1969) 年 4 月から一般に公開された地区である。
- ・芝生地、池、落葉高木疎林、鳥類誘致林、花木林等を配置し、公園利用と森林としての環境維持に配慮されている。
- ・濠に面した外周部には、クスノキ、タブノキ、スダジイ、エノキ等の大径木が配置され、皇居の森との連続性が図られている。
- ・休憩所、公衆便所、管理事務所等の公園施設のほか、日本武道館、科学技術館、東京国立近代美術館及び同工芸館<sup>7</sup> (旧近衛師団司令部庁舎)、国立公文書館等の教養又は公益施設がある。
- ・散策、休憩利用のほか、教養・公益施設利用者による付随的利用も多いため、特定の日に利用者が集中する傾向がある。
- ・敷地内の田安門及び清水門、旧近衛師団司令部庁舎は国の重要文化財に指定されている。



公園利用と森林としての環境維持

<sup>7</sup> 工芸館は 2020 年 10 月に石川県金沢市に移転した。

5. 利用者の動向

(1) 皇居外苑地区

- ・二重橋前付近での皇居参観を主体とした観光利用や近隣ビル街に勤める人達による散策・休憩利用や、桜田門前を集合場所としている皇居一周ランニングの利用が多い。
- ・特に近年は外国人観光客による二重橋前や楠公銅像付近の利用が多い。



多くの観光客で賑わう二重橋前



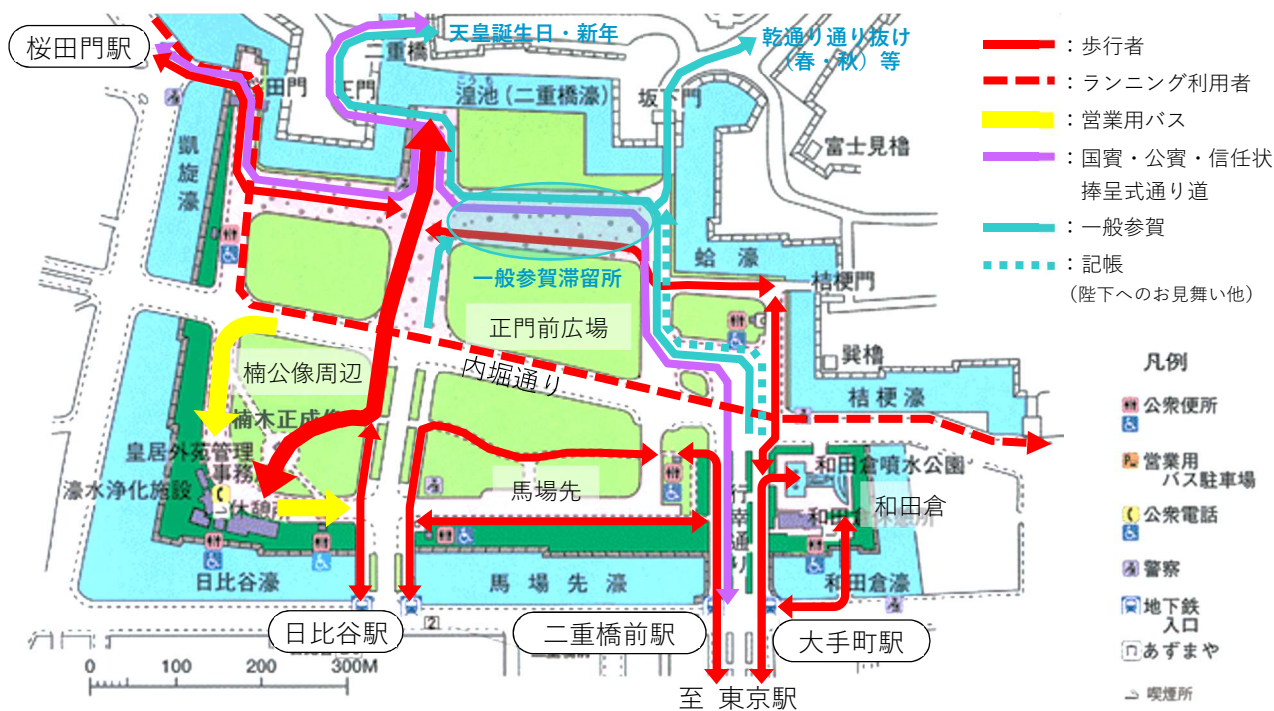
楠公像周辺の芝生地でくつろぐ来訪者



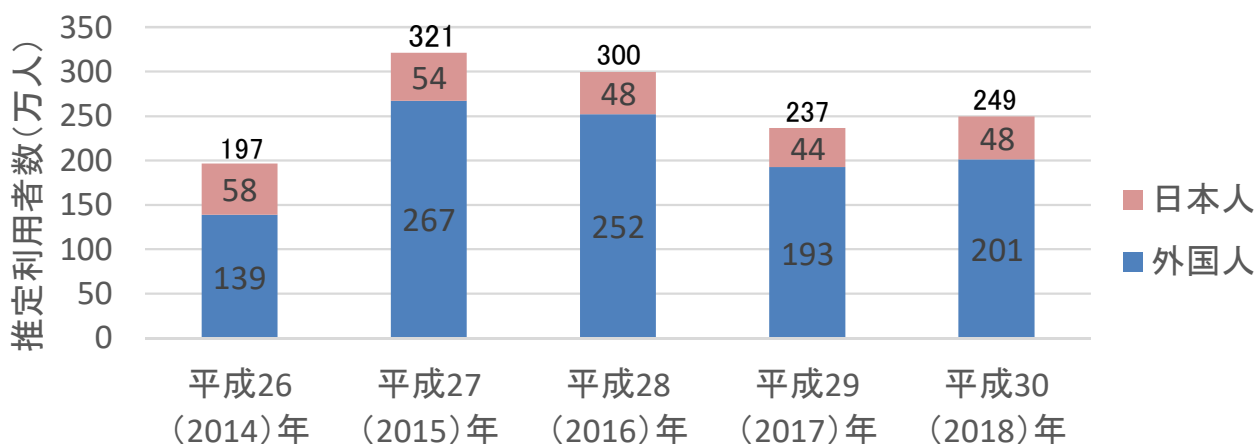
馬場先での休憩利用



皇居一周ランニングの拠点となる桜田門前



皇居外苑地区利用者の主な動線



楠公駐車場の推定利用者数※

※大型営業用バスの駐車場利用台数×45人（大型バスの標準的な乗車定員数）で算出  
皇居外苑管理事務所提供資料をもとに作成

## 参考 地点別の利用状況

地点No.	該当地区名	利用者数	利用形態別の利用者数割合			利用密度		団体利用者率	写真撮影	
			観光・散策	休息	マラソン等	利用者数密度	利用者数密度の段階区分		撮影者数	撮影者数密度
1	バス専用駐車場	216人	64.8%	34.3%	0.9%	0.05人/m <sup>2</sup>	Ⅱ	54.2%	5人	0.01人/m <sup>2</sup>
2	楠公島北部	210人	50.0%	49.0%	1.0%	0.05人/m <sup>2</sup>	Ⅱ	45.2%	0人	0人/m <sup>2</sup>
3	楠公島南部	25人	16.0%	84.0%	0.0%	0.02人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>
4	楠公銅像	218人	90.8%	9.2%	0.0%	0.17人/m <sup>2</sup>	V	82.6%	41人	0.03人/m <sup>2</sup>
5	楠公島北西部	258人	2.7%	96.9%	0.4%	0.02人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>
6	楠公島南西部	71人	1.4%	98.6%	0.0%	0.04人/m <sup>2</sup>	Ⅱ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>
7	楠公島西部	61人	11.5%	88.5%	0.0%	0.01人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>
8	桜田橋	147人	2.7%	24.5%	72.8%	0.04人/m <sup>2</sup>	Ⅱ	54.4%	0人	0人/m <sup>2</sup>
9	桜田門内	306人	5.6%	24.8%	69.6%	0.11人/m <sup>2</sup>	Ⅳ	53.9%	4人	0.01人/m <sup>2</sup>
10	桜田門外	58人	67.2%	8.6%	24.1%	0.04人/m <sup>2</sup>	Ⅱ	0.0%	8人	0.01人/m <sup>2</sup>
11	二重橋前南部	38人	92.1%	7.9%	0.0%	0.01人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>
12	二重橋前	543人	96.3%	3.7%	0.0%	0.11人/m <sup>2</sup>	Ⅳ	64.5%	230人	0.05人/m <sup>2</sup>
13	二重橋前東部	228人	97.4%	2.6%	0.0%	0.01人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	83.3%	23人	0.01人/m <sup>2</sup>
14	二重橋前北部	143人	99.3%	0.7%	0.0%	0.01人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	60.8%	2人	0.01人/m <sup>2</sup>
15	坂下門前	27人	100.0%	0.0%	0.0%	0.01人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	0.0%	8人	0.01人/m <sup>2</sup>
16	栢椋島南部	34人	70.6%	29.4%	0.0%	0.01人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	29.4%	0人	0人/m <sup>2</sup>
17	栢椋門前	136人	91.9%	8.1%	0.0%	0.04人/m <sup>2</sup>	Ⅱ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>
18	栢椋島東部	218人	89.9%	4.1%	6.0%	0.06人/m <sup>2</sup>	Ⅲ	73.9%	22人	0.01人/m <sup>2</sup>
19	和田倉噴水	349人	21.5%	74.2%	4.3%	0.06人/m <sup>2</sup>	Ⅲ	0.0%	33人	0.01人/m <sup>2</sup>
20	瀧樹島	180人	15.6%	83.9%	0.6%	0.03人/m <sup>2</sup>	Ⅱ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>
21	馬場先島東部	138人	16.7%	82.6%	0.7%	0.01人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>
22	馬場先島北部	194人	4.1%	95.9%	0.0%	0.03人/m <sup>2</sup>	Ⅱ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>
23	馬場先島南部	149人	12.8%	86.6%	0.7%	0.02人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>
24	馬場先島西部	256人	2.7%	97.3%	0.0%	0.01人/m <sup>2</sup>	Ⅰ	0.0%	0人	0人/m <sup>2</sup>

## 調査の概要

- ・皇居外苑地区内の24箇所に観察地点を設定
- ・30分ごとに、利用者数、利用形態等を観察記録するサンプリング調査を実施
- ・調査日は平成14(2002)年7月10日(水)9時~17時

## ※利用者数密度の段階区分

- Ⅰ: 0.03人/m<sup>2</sup>未満
- Ⅱ: 0.03人/m<sup>2</sup>以上、0.06人/m<sup>2</sup>未満
- Ⅲ: 0.06人/m<sup>2</sup>以上、0.09人/m<sup>2</sup>未満
- Ⅳ: 0.09人/m<sup>2</sup>以上、0.12人/m<sup>2</sup>未満
- V: 0.12人/m<sup>2</sup>以上

出典:「皇居外苑国民公園における利用空間の構造に関する研究」東海林克彦 ランドスケープ研究 66(5)

## (2) 北の丸地区

- ・多様な森林や芝生広場を活用した散策・休憩利用が中心である。
- ・ジョギング利用、学生の課外活動、歴史的遺構の観光等による利用も見られる。
- ・4～5月の桜の時期及び10～11月の紅葉の時期に利用者が多い。
- ・日本武道館、科学技術館は苑内の園路を必然的に進入路として使用する位置にあるため、これら施設の利用と公園利用、苑内駐車場利用との関わりが強い。



散策・休憩の場となる森林や芝生広場



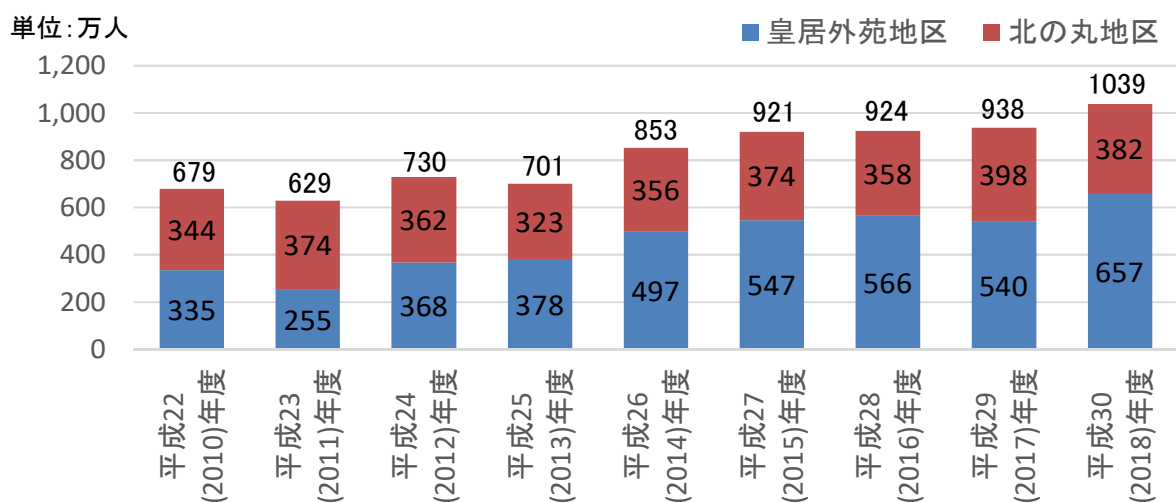
歴史的遺構の観光利用（田安門）



桜の時期の賑わい



科学技術館



## 皇居外苑の利用者人数推計※

※皇居外苑管理事務所において、駐車場等利用者数、一般参拝一般参観者数、施設等の利用者数、巡視による目視カウント数などにより推計

## (3) 皇居（一般参観）

- ・宮内庁では、桔梗門を起終点として、山下通り、宮殿、正門鉄橋（二重橋）などを巡るガイドツアーを、毎日午前1回午後1回、各回500人程度※を定員として開催している。
- ・参観者数は平成元（1989）年に3万人を下回るが、インターネット申込み導入、ガイドの多言語化、音声ガイドアプリ導入などにより、近年は参観者数が増加傾向にある。
- ・特に外国人の参観者数が急増している。

(補足資料 参考9)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年11月現在は各回120人を定員としている。

## (4) 皇居東御苑

- ・宮内庁が管理し、月曜日と金曜日を除く日の午前9時から夕方まで一般公開している。
- ・昭和43（1968）年に開園し、平成30（2018）年には累計入園者数3,000万人を超えた。
- ・皇居一般参観の参観者数と同様に、近年は外国人入園者の増加に伴い入園者数と外国人比率が増加している。
- ・皇居一般参観と同様の音声ガイドアプリを導入し、園内案内の充実を図っている。

(補足資料 参考9)

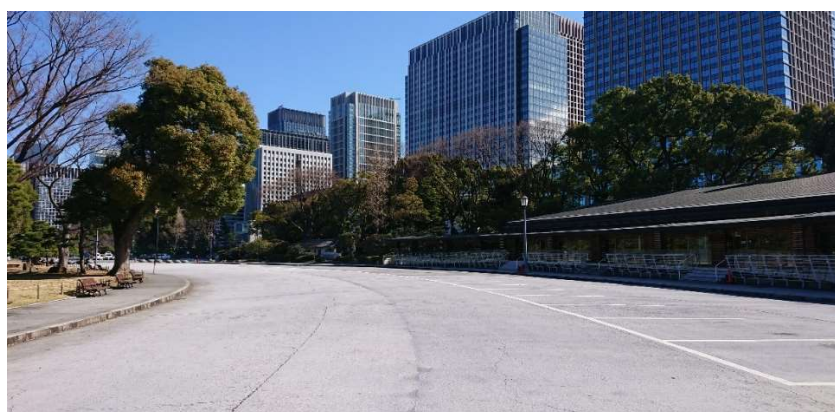
## (5) 皇居外苑の直近の利用状況

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、本年4月の訪日外客数は前年同月比-99.9%、本年1月～4月の総数も前年同期比-64.1%と大幅に減少した。
- ・皇居外苑の来訪者も大幅に減少し、特に外国人利用者の割合が大きい楠公駐車場では大型観光バスの利用がほとんど見られなくなっている。

訪日外客数の推計値

総数（人）			総数（人）		
2019年 4月	2020年 4月	増減率 （%）	2019年 1月～4月	2020年 1月～4月	増減率 （%）
2,926,685	2,900	-99.9	10,980,482	3,942,800	-64.1

出典：「月別・年別統計データ（訪日外国人・出国日本人）」日本政府観光局ホームページ  
[https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor\\_trends/](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/)



利用が大幅に減少した楠公駐車場（2020年3月12日撮影）



## 6. 利用に関する取組み

## (1) 利用者への情報発信の取組み

- ・環境省（皇居外苑管理事務所）で利用者に向けて行っている皇居外苑や周辺地域に関する情報発信の主な取組みとしては、以下のものがある。（（一財）国民公園協会が実施しているものも含む）

発信媒体	主な情報の種類
印刷物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皇居外苑の案内・啓発パンフレット「皇居外苑」</li> <li>・「皇居外苑」英文パンフレット</li> <li>・北の丸公園イラストマップ</li> <li>・「自分歩きマップ」「自然歩きマップ」（（一財）国民公園協会作成）</li> </ul>
案内板等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園主要入口部への案内板 45 基の設置（誘導標識含む）</li> <li>・規制看板 12 基の設置</li> <li>・皇居外苑紹介ビデオ放映（和田倉休憩所展示コーナー）</li> </ul>
ウェブサイト等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皇居外苑管理事務所ウェブサイトによる基本情報等発信（公園案内、施設等紹介、管理・利用関連情報、皇居外苑ニュース（ブログ）、フォトアルバム、関連ウェブサイトリンク集等）</li> <li>・（一財）国民公園協会 皇居外苑ウェブサイトによる各種情報発信（皇居外苑の自然・歴史、食事・お土産、各種お知らせ等）</li> <li>・Twitter「国民公園協会 皇居外苑 広報」による自然や景色、周辺施設・イベント等のタイムリーな情報の発信</li> </ul>

## (2) 周辺施設等との管理運営・利用上の連携の取組み

- ・環境省（皇居外苑管理事務所）では、（一財）国民公園協会の活動にも協力しながら、以下のような周辺施設・関連団体等との連携の取組みを行っている。

連携の取組み	連携先
ホテルの生育地を守る「牛ヶ淵地域ルール」の策定 平成 26 年～現在	千代田区/九段坂病院/千代田会館/ 九段会館
日比谷公園の今後の取組に関する意見交換会 平成 31 年 3 月	東京都建設局
千代田区生物多様性推進会議への委員参画 平成 23 年 9 月～現在	千代田区
千代田区景観まちづくり審議会への委員参画	千代田区
東京文化財ウィークへの参加	東京都教育委員会
「皇居周辺・日本橋エリア アートマップ」製作協力 平成 31 年 3 月～現在	(独) 日本芸術文化振興会/文化庁
「濠プロジェクト」への協力 平成 30 年～現在	(株) 三菱地所/ (公財) 日本自然保護協会
「丸の内朝大学」の開催協力 平成 24～30 年	丸の内朝大学企画委員会 ((一社) 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会、エコツェリア協会 (一般社団法人 大丸有環境共生型まちづくり推進協会)、NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会)
北の丸公園入口のイベント開催共通案内看板の設置	日本武道館/科学技術館
北の丸地域周辺整備構想基本計画策定 平成 28 年度	千代田区
まちの魅力向上に向けた道路等の公共空間活用検討会 (皇居周辺地域委員会) に参画し「皇居周辺歩道利用マナー」を策定 平成 23 年 12 月～25 年 6 月	千代田区/警視庁/東京国道事務所/東京都建設局/利用団体等
歴史・文化紹介看板 (櫻田門、馬場先門等) の整備 平成 29 年度	千代田区

## 7. 使用許可（環境大臣等許可）の実績等

## 国民公園指定後の国家的行事としての許可事例

<b>平和条約発効並びに憲法施行5周年記念式典</b>		昭和27（1952）年5月3日
【主催】 総理府		【開催内容・場所】 式典：皇居前広場
－備考－ 天皇皇后両陛下ご臨席。		
<b>オリンピック東京大会聖火歓迎式典</b>		昭和39（1964）年10月9～10日
【主催】 東京都		【開催内容・場所】 仮設聖火台設置：皇居前広場
－備考－		
<b>天皇陛下御即位奉祝にかかる皇居外苑における集会</b>		平成2（1990）年11月17日
【主催（申請者）】 天皇陛下御即位奉祝国会議員連盟 天皇陛下御即位奉祝委員会		【開催内容・場所】 祝賀式典：皇居前広場
－備考－ 当該集会を「国家的行事」として許可。		
<b>天皇陛下御即位十年をお祝いする国民祭典</b>		平成11（1999）年11月12日（金）
【主催】 天皇陛下御即位十年奉祝国会議員連盟 天皇陛下御即位十年奉祝委員会		【開催内容・場所】 ・祝賀式典：皇居前広場 ・祝賀パレード：内堀通り
－備考－ 後援：総理府、外務省、東京都等の行政機関		
<b>天皇陛下御即位二十年をお祝いする国民祭典</b>		平成21（2009）年11月12日（木）
【主催】 天皇陛下御即位二十年奉祝国会議員連盟 天皇陛下御即位二十年奉祝委員会		【開催内容・場所】 ・祝賀式典：皇居前広場 ・奉祝まつり：楠公・馬場先 ・奉祝まつり（パレード）：内堀通り
－備考－ 後援：総理府、外務省、東京都等の行政機関		
<b>天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典</b>		令和元（2019）年11月9日（土）
【主催】 天皇陛下御即位奉祝国会議員連盟 天皇陛下御即位二十年奉祝委員会 公益財団法人日本文化興隆財団		【開催内容・場所】 ・祝賀式典：皇居前広場 ・奉祝まつり：楠公・馬場先 ・奉祝まつり（パレード）：内堀通り
－備考－ 後援：内閣府、外務省、東京都等の行政機関		

## そのほかの使用の例

- ・天皇誕生日一般参賀に伴う正門前広場利用（毎年のお誕生日）
- ・新年一般参賀に伴う正門前広場利用（毎年のお正月）
- ・国賓の宮中参内ほか宮内庁行事の際の正門前広場の通過使用（都度対応） など

参考 天皇陛下御即位奉祝委員会ウェブサイト <https://www.houshuku.org/>  
 天皇陛下御即位二十年奉祝委員会ウェブサイト <https://www.houshuku.org/20th/>  
 宮内庁ウェブサイト「一般参賀」<https://www.kunaicho.go.jp/event/sanga/sanga.html>  
 皇居外苑管理事務所提供資料（未公表）



## 皇居外苑の現況に関する補足資料

参考 1	国民公園皇居外苑を含む皇居の状況	28
参考 2	皇居外苑地区の詳細図	29
参考 3	北の丸地区の詳細図	30
参考 4	特別史跡江戸城跡指定地域図	31
参考 5	東京都市計画公園第 1 号中央公園	32
参考 6	千代田区災害時退避場所案内図	33
参考 7	地域防災計画におけるヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地	34
参考 8	皇居及び皇居外苑地区の植生と主な生物	35
参考 9	皇居一般参観の参観者数・皇居東御苑の入園者数	38

参考 1 国民公園皇居外苑を含む皇居の状況



出典：国土地理院撮影空中写真「地図・空中写真閲覧サービス」

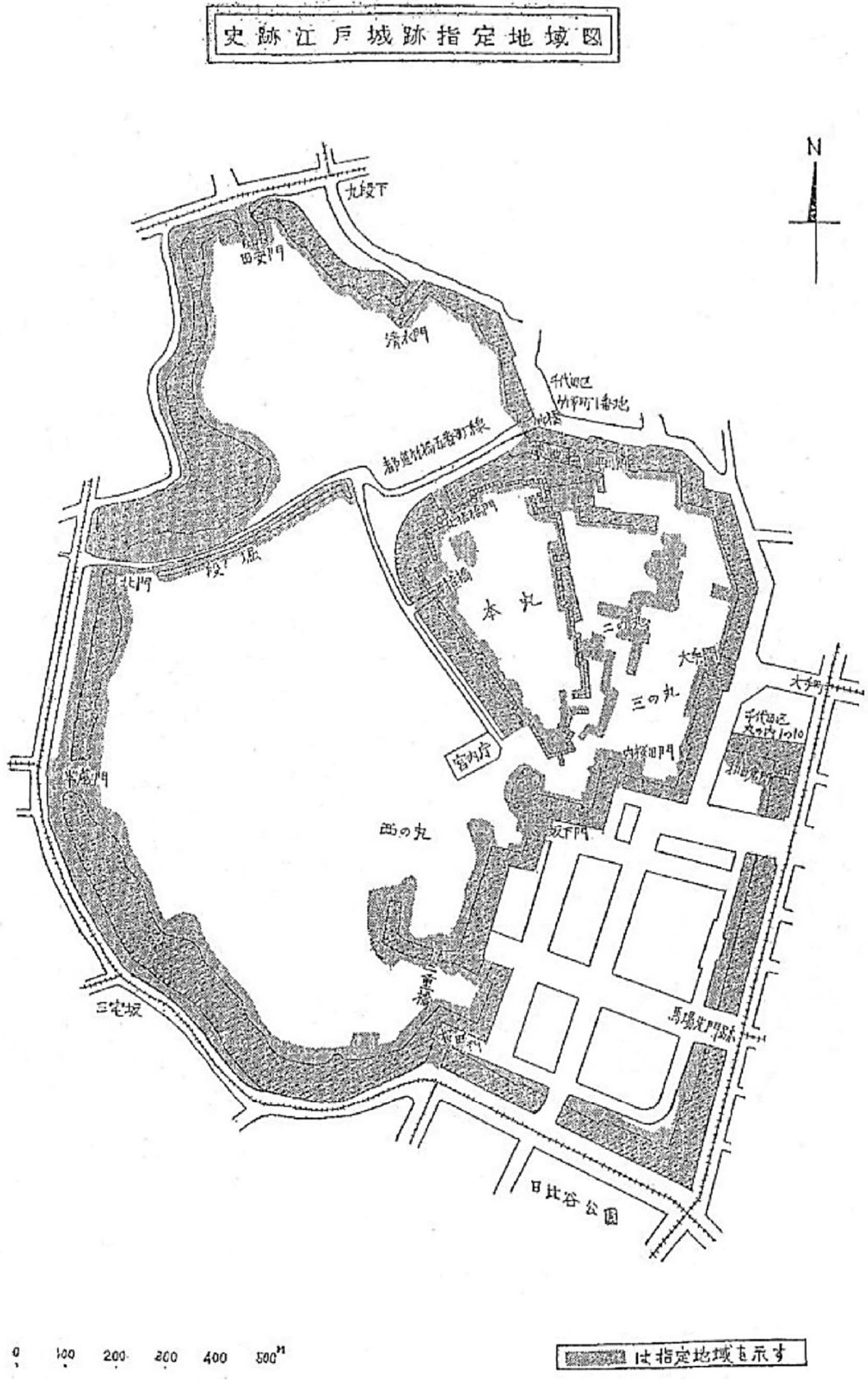
参考 2 皇居外苑地区の詳細図







参考 4 特別史跡江戸城跡指定地域図



出典：官報第 10021 号（昭和 35 年 5 月 20 日）

参考 5 東京都市計画公園第 1 号中央公園



出典：東京都

## 参考 6 千代田区災害時退避場所案内図

# 千代田区では「災害時退避場所」を指定しています。

大規模災害等が発生した場合、むやみに移動を開始せず、安全な建物内で待機してください。しかし、建物内でも危険を感じた場合や屋外にいた場合などは、最寄りの「災害時退避場所」へ退避してください。「災害時退避場所」は、災害直後の危険や混乱を回避し、身の安全を確保するための一時的な退避場所です。災害時には、防災行政無線等により、帰宅困難者一時受入施設の開設状況や公共交通機関の運行情報など地域の情報提供を行います。

## 災害時退避場所案内図



出典：千代田区ホームページ「災害時退避場所案内図（令和元年10月現在）」  
<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/kitaku/documents/taihibashoannai.pdf>

## 参考 7 地域防災計画におけるヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地

## 3 ヘリコプターによる輸送の確保

## (1) ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される都及び区は、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関と調整を図るものとする。

区があらかじめ定めたヘリコプター発着可能地点は次のとおりである。なお、この候補地は、自衛隊ヘリコプター緊急離発着陸可能地点（震災対策編 第2部第3章第3節）と同じである。

施設名	所在地	着陸展開面(広さ)(m)	管理者
北の丸公園第二駐車場	北の丸公園 2	—	環境省
北の丸公園第三駐車場	北の丸公園 1-1	100×40	環境省
皇居前広場	皇居外苑	300×50	環境省
外濠公園総合グラウンド	五番町先	100×90	千代田区
上智大学運動場	紀尾井町 5	150×40	上智大学
都立日比谷公園	日比谷公園 1	45×40	都建設局

- (注) 1 この表に掲げた施設等は、区、警視庁、東京消防庁及び陸上自衛隊が災害時における臨時離着陸場の候補地として選定したものである。
- 2 今後継続的に調査を進め、使用可能なものについては、各施設管理者又は所有者の了解を得て、災害時に臨時離着陸場として指定し使用する。
- 3 災害時に臨時離着陸場としての機能を十分に発揮するために、平常時から標示等を行い、付近住民等に対し周知徹底を図り、避難住民の侵入等のないよう安全の確保を図る。
- 4 この表は、平成 27 年 1 月現在のものである。
- 5 上記は自衛隊以外の各種救援物資等の輸送のためにも使用する。

資料第78 災害時臨時離着陸場候補地一覧（都総務局）

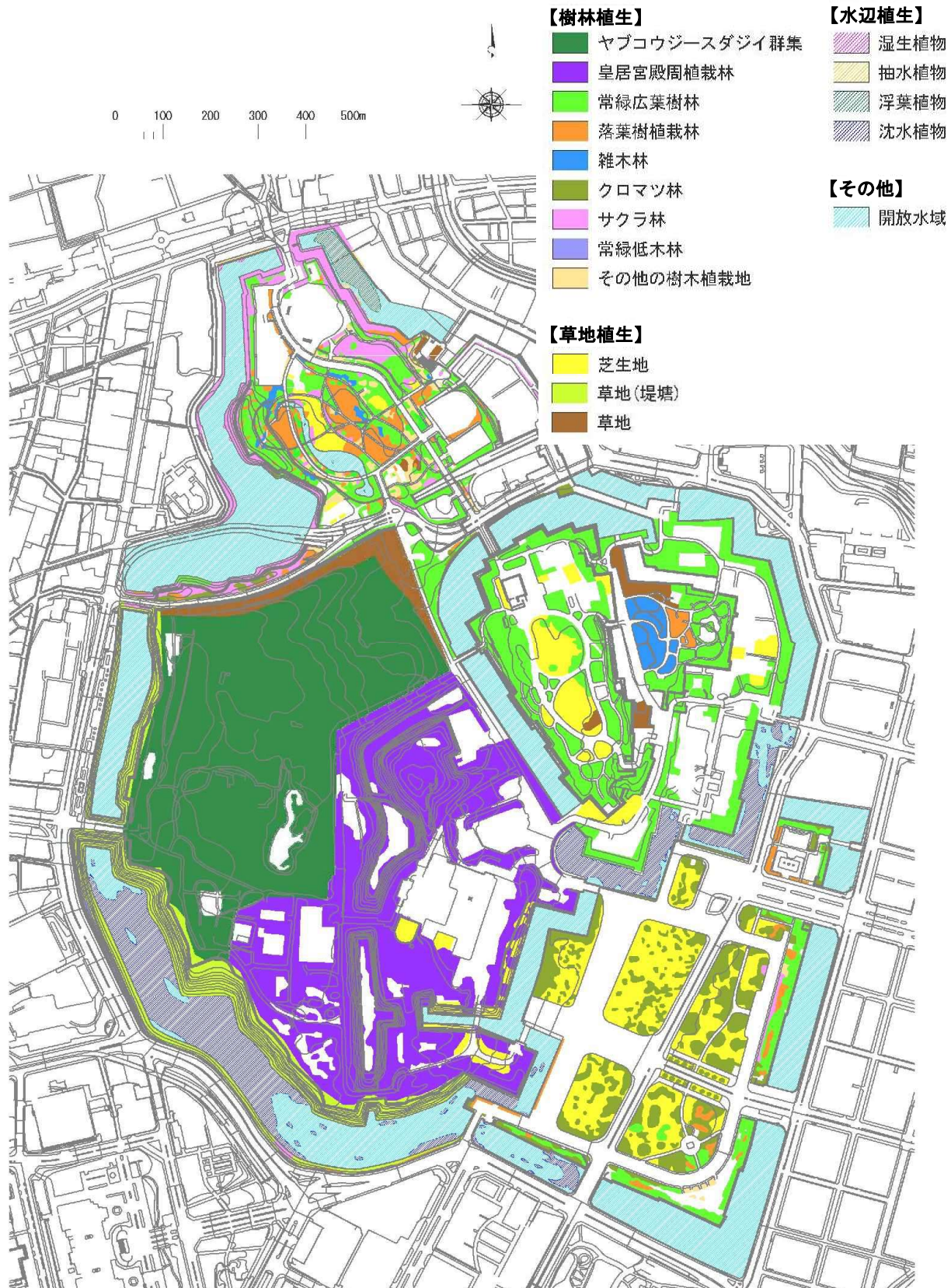
(本文297頁)

	施設名	所在地	確保面積(m <sup>2</sup> )	現況	備考
1	皇居前広場	千代田区皇居外苑1番馬場先地区	15,000	広場	
2	都立日比谷公園（第二花壇）	千代田区日比谷公園1番地	1,800	公園	
3	上智大学運動場	千代田区紀尾井町5番	6,000	大学グラウンド	
4	北の丸公園第2駐車場	千代田区北の丸公園2		駐車場	
5	北の丸公園第3駐車場	千代田区北の丸公園1-1	4,000	駐車場	日本大学病院、三井記念病院
6	千代田区立外濠公園総合グラウンド	千代田区五番町先	9,000	野球場	東京女子医科大学病院

出典 上：千代田区地域防災計画（震災対策編）

下：東京都地域防災計画（震災編）

参考 8 皇居及び皇居外苑地区の植生と主な生物



皇居の植生図（平成 28 年時点）

出典 皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画（平成 28 年 2 月）関係資料集

## 【皇居の主な生物の状況】

## 〈タヌキ〉

- ・ 2005（平成 17）年に皇居に定着している痕跡が確認され、現在は少なくとも 10 頭以上生息している。
- ・ 糞の調査から、他の都市部に生息するタヌキと異なり、植物の果実、葉、昆虫等の小動物等、自然環境から大部分の食料を得ていることがわかった。

## 〈オオタカ〉

- ・ 1980（昭和 55）年ころから冬に時々見られるようになり、2000 年代に入って定着・繁殖が確認されるようになった。
- ・ オオタカが生息するためには、餌となる動物が多数生息できる生態系が必要であり、皇居にはオオタカにとって好適な自然環境が存在しているといえる。

## 〈アオバズク等フクロウ類〉

- ・ 皇居内では、アオバズク、オオコノハズクの生息が確認されたことがあり、フクロウ類の鳴き声が、夜間に皇居内でしばしば聞かれる。

## 〈チョウとガ〉

- ・ 2009（平成 21）年から 2013（平成 25）年の調査で、チョウ類 51 種、ガ類 746 種が確認され、特に吹上御苑ではチョウ類 48 種が確認されている。
- ・ 都区部では少なくなった、ミズイロオナガシジミ（チョウ類）、大型種のオオミズアオ（ガ類）なども確認された。
- ・ ガ類には、皇居の標本を基準として新種とされたものが 6 種ある。

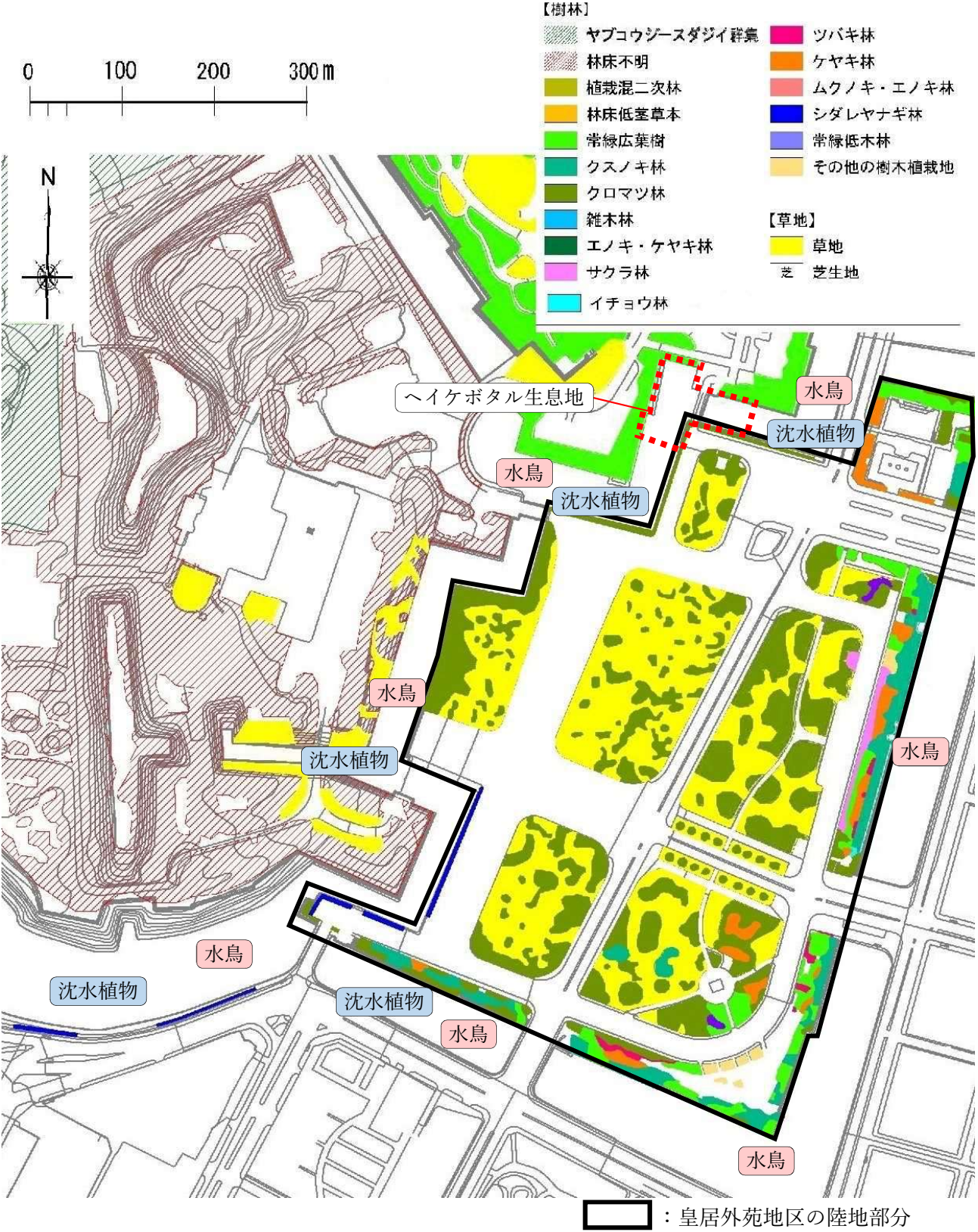
## 〈ホタル〉

- ・ 昭和天皇のご意向により、皇居内には 1973（昭和 48）年から 1981（昭和 56）年にかけて、ゲンジボタルとヘイケボタルが放流された。それらが定着し、吹上御苑内をはじめ宮殿南庭、乾通り沿いの流れ等には、現在も両種が生息している。
- ・ 最も発生数が多かった都市では、皇居全体でゲンジボタル約 400 個体、ヘイケボタル約 1,000 個体が確認されている。

参考：千鳥ヶ淵環境再生プラン p53～54

特集 皇居の生物－東京の中心に広がる生物多様性 milsil No.1 2015(Vol.8)

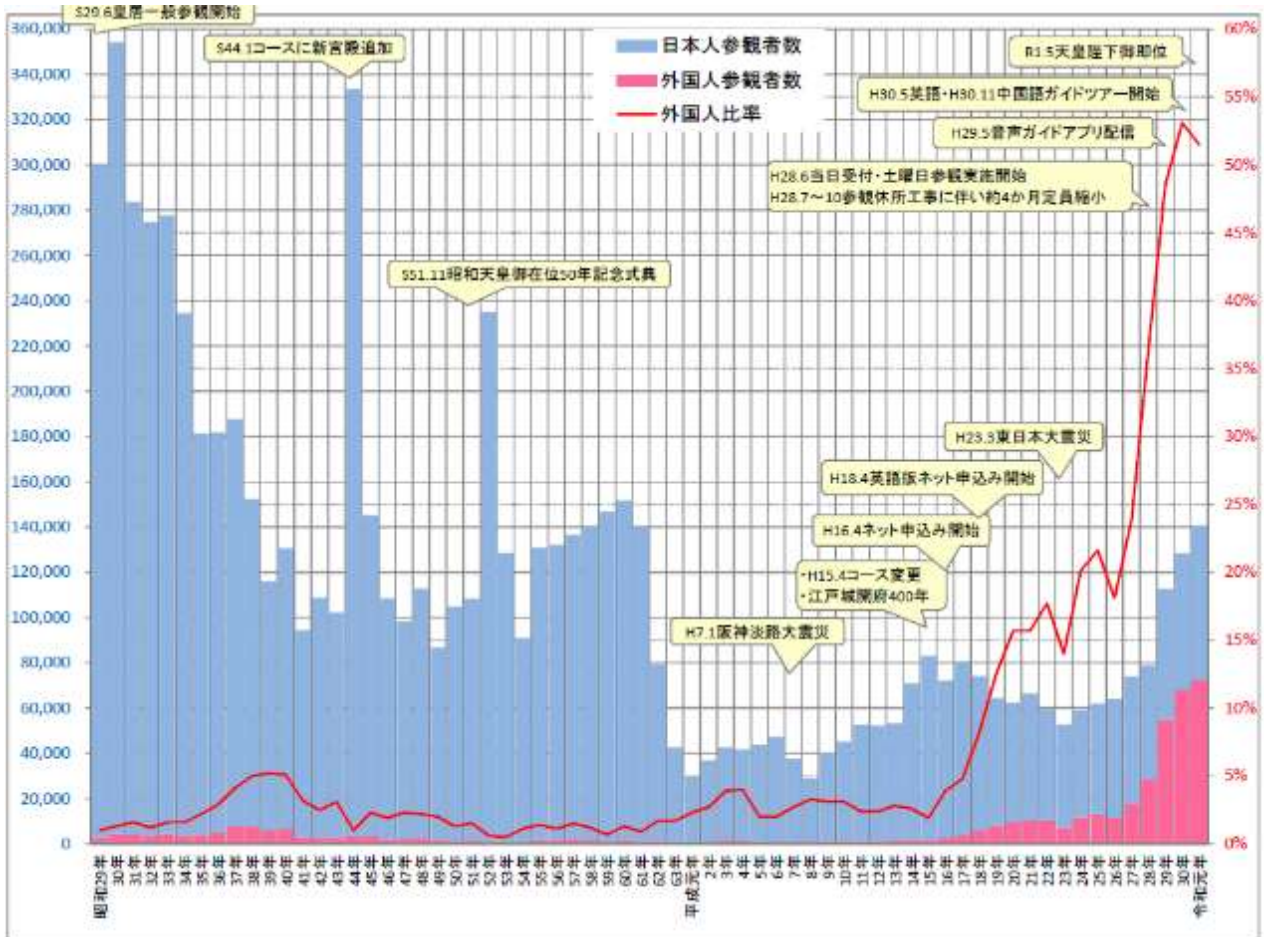
昆虫と自然 47(13) 2012



皇居外苑地区の植生と主な生物（平成 28 年時点）

出典 皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画（平成 28 年 2 月）関係資料集

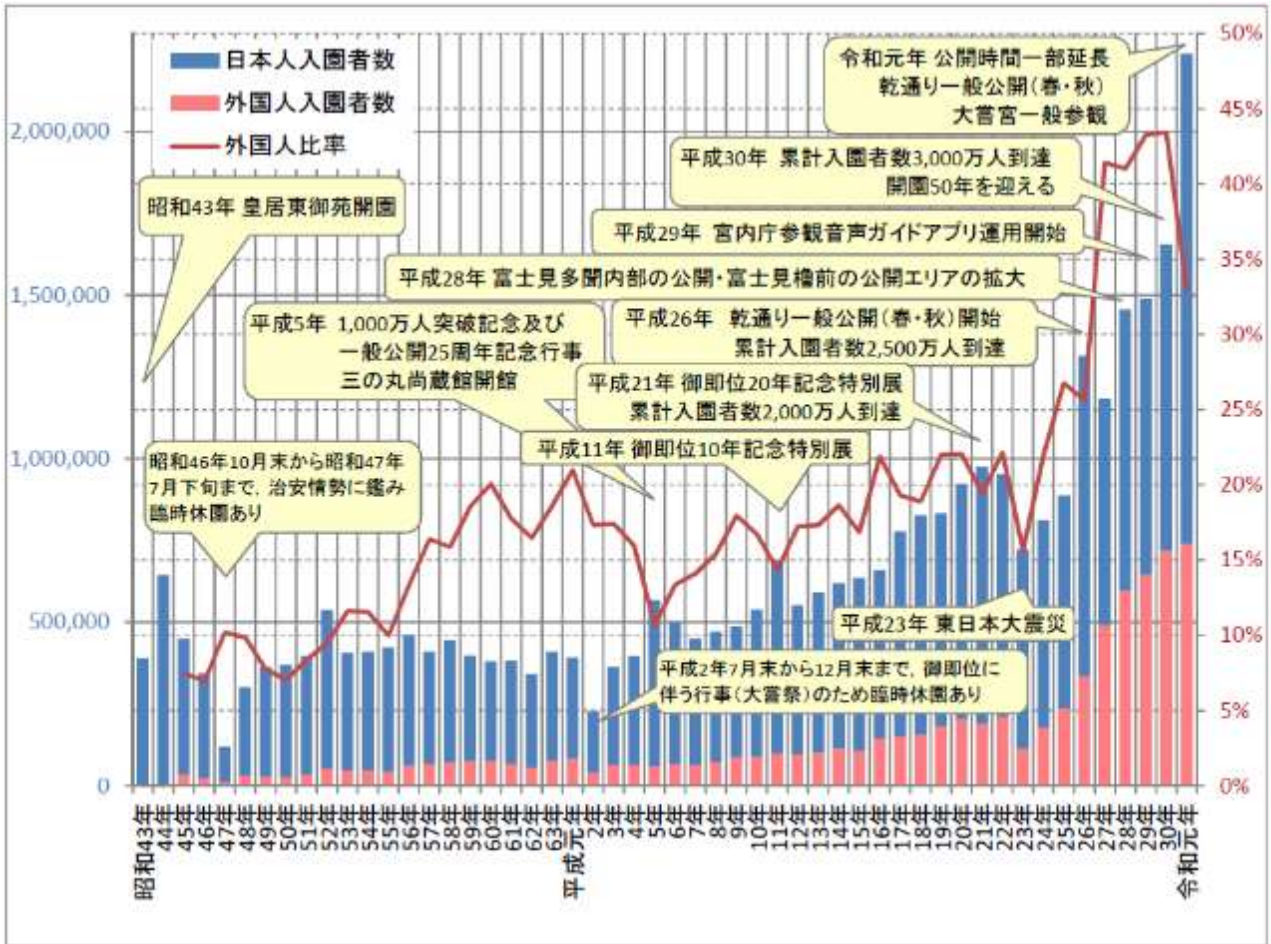
## 参考9 皇居一般参観の参観者数・皇居東御苑の入園者数



## 皇居一般参観 参観者数

出典：「皇居一般参観者数の推移」宮内庁ホームページ  
<https://www.kunaicho.go.jp/event/sankan/pdf/sankansya.pdf>





皇居東御苑 入園者数

出典：「皇居東御苑入園者数の推移」宮内庁ホームページ

<https://www.kunaicho.go.jp/event/higashigyoen/pdf/nyuensya.pdf>



## 皇居外苑の歴史

### 1. 皇居外苑地区

皇居外苑地区は、江戸時代には江戸城の西丸下と呼ばれる大名屋敷がおかれていた場所である。明治期以降、官庁や兵営として使われた後、建物の撤去によって広場として整備され、利用・整備の変遷を経て現在に至っている。

明治期以降のこのような皇居外苑地区の歴史を、その利用の特徴に応じて以下の6つの時期に区分し、利用状況と整備の特徴を整理する。

- 期：明治元（1868）年～明治21（1888）年（明治遷都～皇居御造営）
- 一期：明治21（1888）年～大正13（1924）年（関東大震災後）
- 二期：大正13（1924）年～昭和20（1945）年（終戦）
- 三期：昭和20（1945）年～昭和27（1952）年（血のメーデー事件後）
- 四期：昭和27（1952）年～昭和61（1986）年（天皇在位60年奉祝パレード以前）
- 五期：昭和61（1986）年～現在

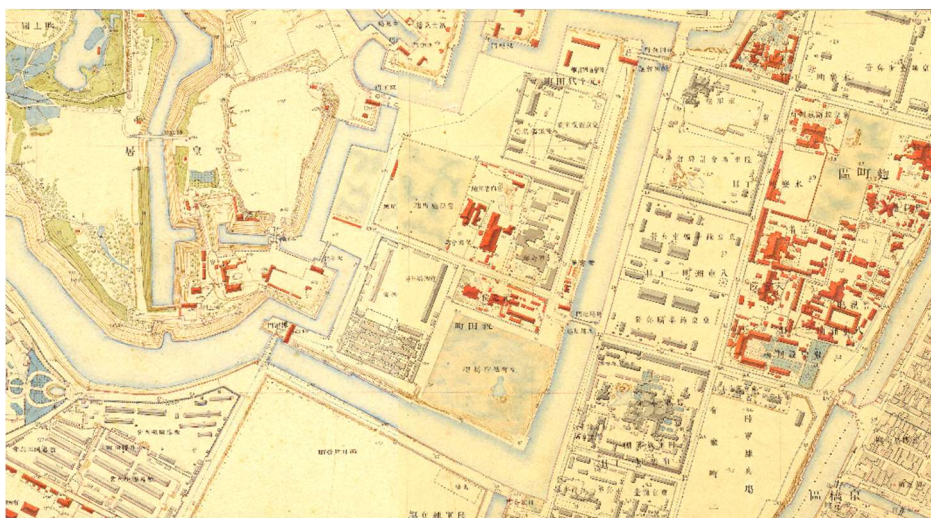
参考：「完本 皇居前広場」原武史 文藝春秋

### ○期：明治元（1868）年～明治21（1888）年（明治遷都～皇居御造営）

#### ○大名屋敷の建物が撤去され広場空間となる時期

#### 明治元（1868）年 江戸城開城

- ・大名屋敷が立ち並ぶ旧西丸下の屋敷地は明治政府が上収、官庁や兵営として用いられる。

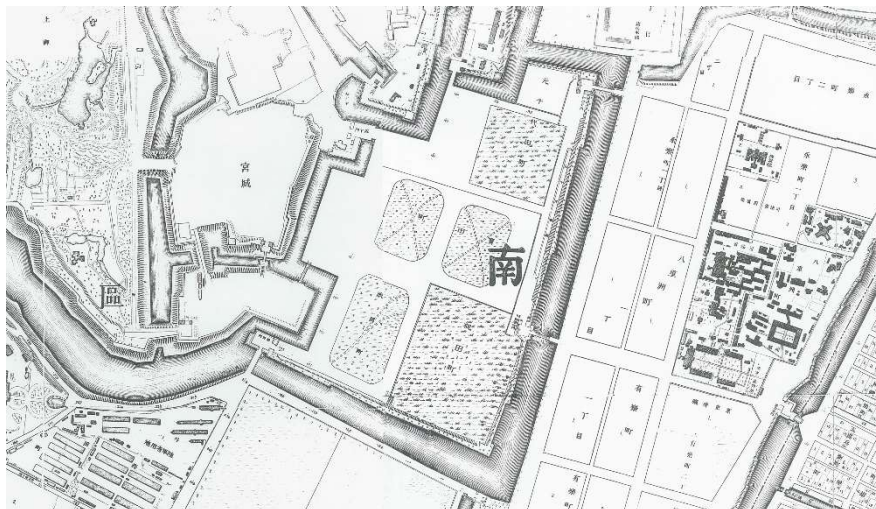


明治16（1883）年 官庁や兵営として利用されている旧西丸下

出典：「五千分一東京図測量原図（東京府武蔵国麹町区皇城及永田町近傍、東京府武蔵国麹町区八重洲町近傍）」、参謀本部、1883年（国土地理院 古地図コレクション）

## 明治 21 (1888) 年 皇居御造営完成、「宮城」と改称

・皇居御造営に伴い大部分の建物は撤去され、カエデ、ヤナギ、マツ等の植栽、張芝が行われる。



明治 28 (1895) 年 建物が撤去され、張芝の広場となる

出典：「江戸・東京市街地図集成：1657(明暦3)年～1895(明治28)年 5千分の1」、地図資料編纂会、柏書房、1988年

### 一期：明治 21 (1888) 年～大正 13 (1924) 年 (関東大震災後)

○宮城前広場が誕生したが利用は少ない時期

#### 明治 31 (1898) 年 奠都三十年祭

・首都が東京に移って 30 年になることを祝う祭。天皇・皇后出席のもと、宮城前広場で開催。

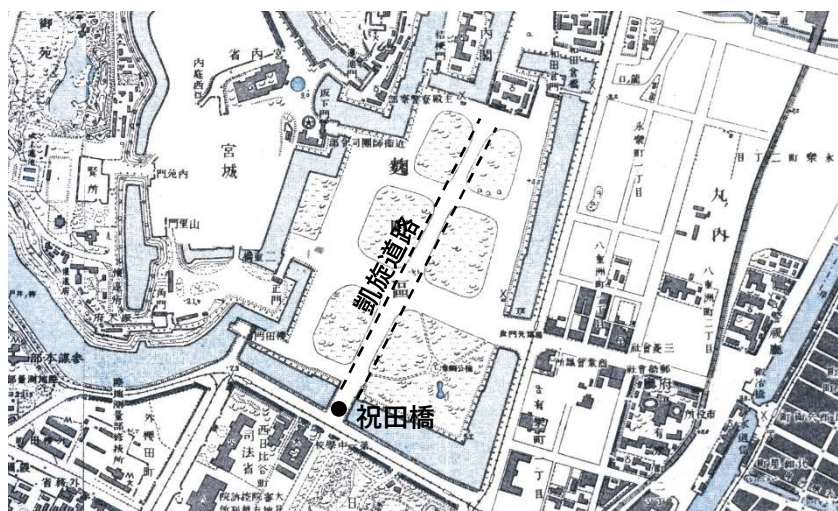
・初めて宮城前広場が儀式のメイン会場として利用されたと考えられる。

#### 明治 38 (1905) 年 凱旋道路建設

・明治 37 (1904) 年、日露戦争での九連城陥落を祝うちょうちん行列が馬場先門と桜田門に入ろうとして死傷事故が発生。

・この事故を機に、東京市区改正新設計に、桜田・馬場先・大手の内濠を横断する路線が追加される。

・明治 38 (1905) 年、宮城外苑を南北に通る「凱旋道路」(現在の内堀通り)、祝田橋が建設され、翌年の「陸軍凱旋大観兵式」に合わせて完成(観兵式自体は青山練兵場で行われた)。



明治 42 (1909)年 広場を南北に通る凱旋道路と祝田橋  
出典：「旧 1 万分 1 地形図 日本橋 (o152)」、国土地理院、1910 年発行 (1909 年測量)

### 大正 5 (1916) 年 宮城前広場で初めての陸軍始観兵式

- ・それまで始観兵式の会場としていた青山練兵場が明治神宮外苑工事で使えなくなったことを機に、大正 5 (1916) 年に初めて宮城前広場で実施。以後、大正 7 (1918) 年までに 3 回の始観兵式が宮城前広場で行われる。

### 大正 12 (1923) 年 9 月 関東大震災の罹災者避難場所として利用

- ・関東大震災の罹災者が宮城前広場に殺到、最大で約 30 万人が収容され、テントやバラックが立ち並び、多くの避難市民が生活する「天幕村」となる。
- ・大正 13 (1924) 年 1 月の裕仁皇太子 (後の昭和天皇) の結婚を控え、皇室に対する礼を重んじた避難市民は自主的に広場を去る。
- ・対照的に、隣接する日比谷公園や上野公園の罹災者は引き続きバラック生活を送っていた。



宮城前広場の避難群衆

出典：東京都復興記念館所蔵資料

## 二期：大正 13（1924）年～昭和 20（1945）年（終戦）

### ○天皇制の儀礼空間としての利用が活発に行われた時期

#### 大正 13（1924）年 東京市主催裕仁皇太子（後の昭和天皇）成婚奉祝会

- ・宮城で開かれる「成婚披露大饗宴」に合わせ、「成婚奉祝会」を東京市主催で開催。

#### 大正 14（1925）年 宮城前広場での消防出初式始まる

- ・東京市消防部が日比谷公園で行ってきた消防出初式を初めて宮城前広場で実施。
- ・以降、終戦前後など一時的な中止があったものの、昭和 31（1956）年まで継続される。

#### 大正 15（1926）年 宮城前広場での建国祭始まる

- ・紀元節（現在の建国記念の日）に合わせ、在郷軍人会や青年団参加による建国祭を開催。
- ・以降、昭和 19（1944）年まで継続される。

#### 昭和 3（1928）年 宮城前広場での親閲式始まる

- ・学生、教員、青年団員、在郷軍人などが参加して行う天皇陛下による親閲の儀礼。
- ・以降、昭和 19（1944）年まで継続される。

#### 昭和 14（1939）年 紀元二六〇〇年記念宮城外苑整備事業起工式

- ・親閲など儀礼の場としての利を高めるための土工、植栽を中心とする宮城前広場の整備。
- ・宮城前の聖地であるとの観点から整備が行われ、現在に引き継がれる苑地の基本的骨格が形成される。
- ・太平洋戦争への突入による財政難から、昭和 18（1943）年に事業休止となる。



昭和 24（1949）年 整備事業後の宮城外苑

出典：米軍撮影 空中写真、1949年（国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス）

### 三期：昭和 20 年～昭和 27 年（メーデー事件まで）

#### ○進駐軍パレードと政党・労働組合の集会利用活発化～国民公園として公開が始まる時期

##### 昭和 21（1946）年 アメリカ第 1 騎兵師団第 7 騎兵連隊パレード

- ・終戦後、戦勝国の存在誇示などのため進駐軍によるパレードが昭和 26 年まで数多く行われる。
- ・宮城前広場は終戦間際には塹壕が掘られ、支障となる樹木は伐られるなどして、終戦後も進駐軍による軍事的利用により荒れた状態となる。

##### 昭和 21（1946）年 第 17 回メーデー開催

- ・GHQ は民主化の一環として労働政策を推進、昭和 20（1945）年の労働組合法制定を機に次々と労働組合が結成されていく。
- ・それまでの労働者や政治家による集会の多くは日比谷公園で行われていたが、メーデーには参加者総人数 30 万人が見込まれたため、会場が宮城前広場に変更され、GHQ もこれを容認。
- ・以後、昭和 25（1950）年 5 月の五・三〇人民決起大会まで、労働者関係の集会が数多く行われる（メーデーも同年まで皇居外苑で開催）。

##### 昭和 22（1947）年 12 月 「旧皇室苑地の運営に関する件」閣議決定（資料集 3 ①、②）

- ・昭和 21（1946）年公布の日本国憲法第 88 条によって宮城前広場も国に属することが規定され、国民福祉のために利用すべきとの要望から、文化政策の一環として旧皇室苑地を国直轄苑地として整備し、広く国民に開放する方針を立て、閣議決定に至る。
- ・併せて、厚生省（当時）において国立公園に準ずる取扱いをすることが閣議了解となる。

##### 昭和 24（1949）年 4 月 「旧皇室苑地整備運営計画に関する報告」答申（資料集 3 ④）

- ・「旧皇室苑地の運営に関する件」閣議決定に基づき設置された旧皇室苑地運営審議会（会長：吉田茂内閣総理大臣）の答申により、皇居外苑※を厚生省所管の国民公園として公開することが明記された。  
※昭和 23（1948）年に宮城の名称が廃止されて、皇居と呼ばれるようになる
- ・厚生省では昭和 24（1949）年 4 月 1 日付けで皇居外苑に国立公園部分室を設置し、同年 5 月 31 日には国民公園管理規則が公布された。

##### 昭和 26（1951）年 4 月 政府がメーデーでの皇居外苑の使用申請を不許可（資料集 4 P 69）

- ・昭和 25（1950）年 5 月 30 日、皇居前広場において「米第八軍戦死者追悼式典」と「五・三〇人民決起大会」参加者が衝突、逮捕者が出る事件となる。
- ・同年 6 月に厚生省は、政治的又は宗教的目的を有すると認められる集会及び示威行進は許可しない方針を定め、また、同月に国民公園管理規則が改正され、国民公園において厚生大臣の許可を必要とする行為が「集会を催すこと」から「集会を催し、又は示威行進を行うこと」に改められた。
- ・昭和 26（1951）年 4 月には、メーデーのための使用申請に対し不許可処分とした。

**昭和 27 (1952) 年 3 月 「皇居外苑の使用許可について」閣議了解 (資料集 3 ⑩)**

- ・皇居外苑の特別使用について以下に掲げるもの以外は原則として許可しないことが示され、メーデーのための使用申請に対し不許可処分とした。

**二、皇居外苑の特別使用**

右の趣旨から、国民公園管理規則第 2 条及び第 4 条の規定による皇居外苑の特別使用は、次に掲げるものにして皇居外苑を使用することが適当と認められるもの以外は原則として許可しない。

- 1 政治的又は宗教的目的を有せず且安寧秩序を乱すおそれがないと認められる集会、行進、その他の催物、行事にして、その使用が小区域且つ短時間に限るもの
- 2 国家的の性質をもつ集会、行進、その他の催物、行事 (閣議了解文書より抜粋)

**昭和 27 (1952) 年 4 月 メーデーでの皇居外苑の使用不許可の取り消しを求める訴訟 (資料集 3 ⑫)**

- ・メーデーを主催する日本労働組合総評議会 (通称: 総評) が不許可処分取り消しの行政訴訟を起こす。
- ・東京地裁は皇居外苑使用不許可処分取り消しの判決。政府は控訴。
- ・5 月 1 日、メーデー事件。神宮外苑で行われていたメーデー参加者の一部が皇居前広場に集結、警官隊と衝突し、死者 2 名、負傷者 2 千名以上を出す騒乱事件となる。
- ・同年 11 月、東京高裁は総評の提訴に関して、5 月 1 日を経過し実効性なしとし、原判決取り消しの判決とする (昭和 28 (1953) 年 12 月に最高裁は総評の上告を棄却)。
- ・以来、昭和 34 (1959) 年頃までほぼ毎年、総評はメーデーのための皇居外苑の使用許可申請をするが、厚生大臣はいずれも不許可処分とする。

**昭和 27 (1952) 年 12 月 「東京消防庁出初式の皇居外苑使用について」閣議了解 (資料集 3 ⑬)**

- ・東京消防庁から翌年 1 月の出初式のための皇居外苑の使用許可申請がなされ、これについては「皇居外苑を使用する慣例があつて社会通念上その使用を当然と認められるという特殊事情がある」として使用を許可することとされたが、皇居外苑の特別使用について以下の方針が示される。

なお、皇居外苑の特別使用許可については、昭和 27 年 3 月 11 日閣議了解「皇居外苑の使用許可について」によるも、当分の間原則として国家的行事に限り許可する方針を維持することと致したい。 (閣議了解文書より抜粋)

- ・東京消防庁の出初式は、昭和 31 (1956) 年まで皇居外苑で行われる。



**四期：昭和 27 年～昭和 61 年（天皇在位 60 年奉祝パレード以前）****○一般の利用は進む一方で、特別使用はほとんど行われていない時期**

昭和 34（1959）年 明仁皇太子（現上皇陛下）結婚式

- ・二重橋から皇居前広場を通り東宮仮御所へと馬車列のパレードが進む。約 11 万人が皇居前広場に集まる。

昭和 37（1962）年 芝生地を一部開放

- ・立入禁止とされていた芝生地のうち、楠公周辺及び馬場先について、1 か月交替で半分ずつ開放。

昭和 38（1963）年 芝生地を立入禁止

- ・芝やマツの保護及び犯罪防止のため、芝生地を 6 月から夜間立入禁止、10 月からは全面立入禁止に。

昭和 39（1964）年 オリンピック東京大会聖火歓迎式典開催

- ・皇居前広場に仮設の聖火台を設置。

昭和 46（1971）年 環境庁発足

- ・皇居外苑の所管が厚生省から環境庁に移る。

昭和 47 年（1972）年 馬場先エリアの一方通行路の車両通行禁止

- ・内堀通りから馬場先通りへのカギ型の一方通行路（元々は園路だったが、東京オリンピックの際に混雑緩和のため車両通行可に）について、車両の通行を禁止。

昭和 50 年（1975）年 パレスサイクリング開始

- ・毎週日曜日に、祝田橋から平川門までの内堀通りを通行止めにして、自転車専用道路として利用する「パレスサイクリング」が始まる。

## 五期：昭和 61 年～現在

### ○皇室関連儀礼が再び行われるようになる

昭和 61（1986）年 天皇陛下御在位六十年奉祝パレード及び提灯行列

- ・皇居前広場に約 2 万 5 千人が集まる。

平成 2（1990）年 天皇陛下御即位祝賀式

- ・皇居前広場に約 5 万 5 千人が集まる。「国家的行事」にあたるものとして環境庁から許可される。

平成 7（1995）年 和田倉噴水公園完成記念式典

- ・平成 6 年に和田倉大噴水の全面改修に着手。落水施設、流水施設を新設。休憩所を建替え。



和田倉噴水公園

出典：環境省 皇居外苑ホームページ

平成 11（1999）年 天皇陛下御即位十年をお祝いする国民祭典

- ・皇居前広場に約 2 万 5 千人が集まる。内堀通りでの祝賀パレード及び皇居前広場での祝賀式典。

平成 21（2009）年 天皇陛下御即位二十年をお祝いする国民祭典

- ・平成 11 年の「天皇陛下御即位十年をお祝いする国民祭典」を忠実に踏まえた内容で開催。

令和元（2019）年 天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典

- ・「天皇陛下御即位十年をお祝いする国民祭典」及び「天皇陛下御即位二十年をお祝いする国民祭典」と同様の内容で開催。

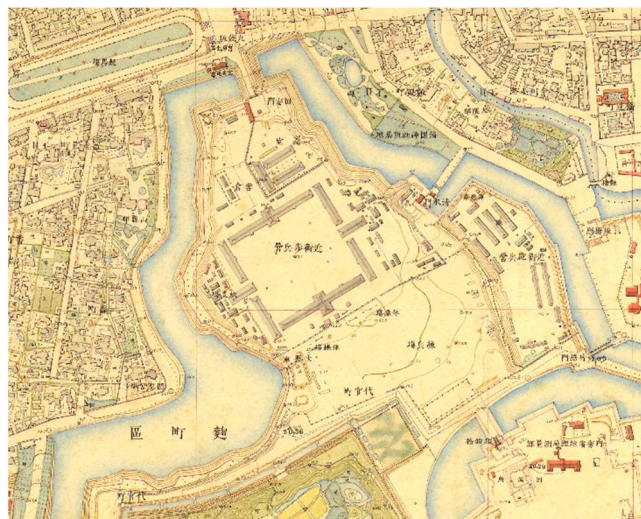
## 2. 北の丸地区

北の丸地区は、江戸時代には、本丸、西の丸及び吹上苑とともに江戸城を構成し、八代将軍吉宗、九代将軍家重の時代に創設された、田安德川家、清水徳川家の屋敷が置かれた地区である。

明治 7 (1874) 年以降は近衛師団が入営して司令部が置かれ、戦後は宮内庁、法務省等が使用した後、「皇居周辺北の丸地区の整備について」(昭和 38 年 5 月閣議決定)に基づき整備が進められ、昭和 44 (1969) 年 4 月から国民公園として一般に開放している。

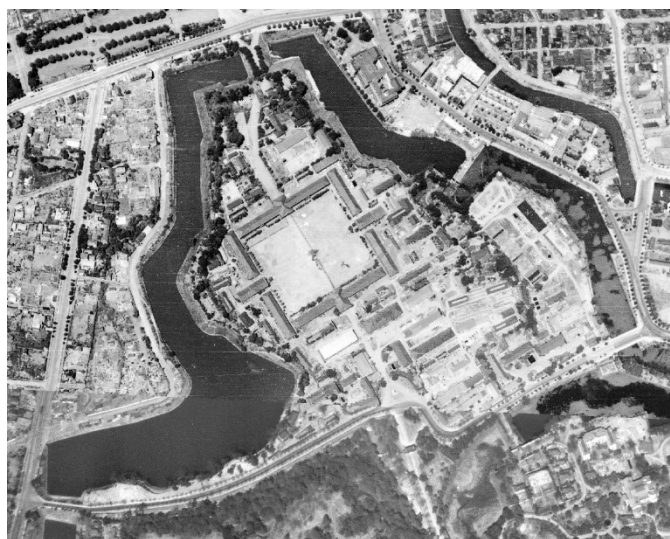
### 明治元 (1868) 年 江戸城開城

- ・田安德川家、清水徳川家の屋敷だった敷地には近衛師団の兵舎などが置かれた。
- ・明治 43 (1910) 年には近衛師団司令部が置かれた。
- ・戦後はその跡地を宮内庁、法務省等が庁舎として使用した。



明治 16 (1883)年 近衛師団の兵舎が置かれている北の丸地区

出典：「五千分一東京図測量原図 (東京府武蔵国麹町区代官町及一番町近傍)」、参謀本部、1883 年 (国土地理院 古地図コレクション)



昭和 22 (1947)年 終戦から 2 年後の北の丸地区

出典：米軍撮影 空中写真、1947 年 (国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス)

**昭和 38 (1963) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議決定 (資料集 3 ⑱)**

- ・北の丸地区を皇居外苑の一部とし、森林公園として建設省による整備が始まる。
- ・日本武道館、科学技術館は昭和 39 (1964) 年に竣工。



昭和 41 (1966)年 整備中の北の丸地区

出典：国土地理院撮影 空中写真、1966 年 (国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス)

**昭和 39 (1964) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解 (資料集 3 ⑳)**

**昭和 41 (1966) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解 (資料集 3 ㉑)**

- ・北の丸地区を森林公園として整備することを改めて明示し、建築物の乱立を防ぐため、公園内に置く建築物は、武道館、科学技術館、国立公文書館、近代美術館以外を一切認めないものとした。

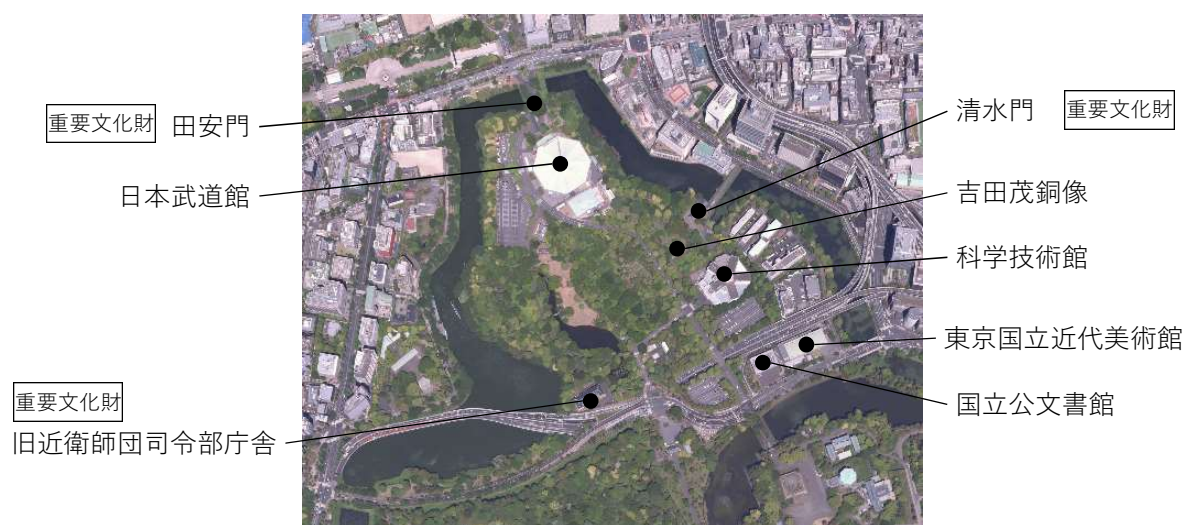
**昭和 44 (1969) 年 北の丸地区整備完了により、厚生省に移管され、皇居外苑に編入**

**昭和 47 (1972) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解 (資料集 3 ㉒)**

**昭和 56 (1981) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解 (資料集 3 ㉓)**

**平成 20 (2008) 年 「皇居周辺北の丸地区の整備について」閣議了解 (資料集 3 ㉔)**

- ・旧近衛師団司令部の建設物 (重要文化財) を東京国立近代美術館分室として存置するほか、故 吉田茂元内閣総理大臣の銅像の設置、及び気象庁観測施設について、閣議了解をもって認めることとした。



令和元（2019）年 現在の北の丸地区

出典：国土地理院撮影 空中写真、2019年（国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス）



## 皇居外苑に関する閣議決定等

## 1. 皇居外苑地区

- ① 旧皇室苑地の運営に関する件（昭和22年12月27日閣議決定）
- ② 旧皇室苑地の運営に関する件（昭和22年12月27日閣議了解）
- ③ 旧皇室苑地の運営に関する覚書（昭和23年10月5日厚生・建設両大臣連名）
- ④ 旧皇室苑地整備運営計画に関する件（昭和24年4月20日旧皇室苑地運営審議会）（抜粋）
- ⑤ 皇居外苑の一部利用に関する件（昭和24年4月29日閣議決定）
- ⑥ 普通財産を公共福祉用財産に所管換の件（昭和24年10月18日閣議決定）
- ⑦ 国民公園管理規則の運営に関する件（昭和25年6月22日厚生大臣決裁）
- ⑧ 岡崎内閣官房長官談（昭和26年4月26日）
- ⑨ 皇居外苑及京都御苑におけるメーデーの取扱に関する件（昭和26年11月20日閣議報告）
- ⑩ 皇居外苑の使用許可について（昭和27年3月11日閣議了解）
- ⑪ 国有財産法第13条の規定に基き国会の議決を求めるの件（昭和27年4月11日閣議決定）
- ⑫ 「メーデーのための皇居外苑使用」不許可処分取消等請求事件に関する訴訟について（昭和27年4月30日閣議了解）
- ⑬ 東京消防庁出初式の皇居外苑使用について（昭和27年12月20日閣議了解）
- ⑭ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和28年3月20日閣議了解）
- ⑮ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和29年3月16日閣議了解）
- ⑯ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和30年3月25日閣議了解）
- ⑰ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和31年4月6日閣議了解）
- ⑱ 皇居外苑における御製碑の設置について（平成3年3月8日 閣議了解）

## 2. 北の丸地区

- ⑲ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和38年5月21日閣議決定）
- ⑳ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和39年4月28日閣議了解）
- ㉑ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和41年1月11日閣議了解）
- ㉒ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和47年9月12日閣議了解）
- ㉓ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和56年6月26日閣議了解）
- ㉔ 皇居周辺北の丸地区の整備について（平成20年9月19日閣議了解）

## 3. 国民公園、戦没者墓苑等管理規則

- 国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和34年厚生省令第13号）
- 国民公園管理規則（昭和24年厚生省令第19号）（制定時の条文）
- 国民公園管理規則（昭和25年厚生省令第33号による改正後の条文）

## 1. 皇居外苑地区

### ① 旧皇室苑地の運営に関する件（昭和22年12月27日閣議決定）

旧皇室苑地の中、宮城外苑、新宿御苑、京都御苑、白金御料地等は速やかに文化的諸施設を整備し、その恵沢を戦後国民の慰楽、保健、教養等国民福祉のため確保し、平和的文化国家の象徴たらしめることとし、概ね左の要領により運営するものとする。

#### 要 領

- 一、旧皇室苑地は、国民公園として国が直接管理するとともに史蹟名勝又は天然記念物として価値あるものは指定し、これが保存を図り汎く一般国民の享用に供すること。
- 二、旧皇室苑地の利用運営及び文化的諸施設の整備については、権威ある委員会を設置して総合計画を樹立すること。
- 三、旧皇室苑地を差当り国民的利用に開放するため、概ね左の措置を講ずるものとする。こと。
  - イ、宮城外苑に野外ステージを中心とする国民広場を設置し、各種行事、運動競技等に使用せしめること。
  - ロ、新宿御苑は国民庭園として一般に開放するとともに国民芸術の向上に資する諸施設を整備すること。
  - ハ、白金御料地は国立自然園として自然科学の研究及び自然観察の場として利用する傍ら、動物園及小運動場の設備をすること。
- 二、適当な箇所に簡易な野外休養施設を整備すること。

### ② 旧皇室苑地の運営に関する件（昭和22年12月27日閣議了解）

- 一、厚生省に於て国立公園に準ずる取扱をすること。
- 二、総合計画を樹立する権威ある委員会を厚生省に設置すること。
- 三、場所そのものの管理は厚生省に於て行うこと。



③ 旧皇室苑地の運営に関する覚書（昭和23年10月5日厚生・建設両大臣連名）

昭和22年12月27日閣議決定旧皇室苑地の運営に関する件に基く皇居外苑、新宿御苑、白金御料地、京都御苑等の運営に関しては左の方針によるものとする。

一、旧皇室苑地の総合計画樹立に関する旧皇室苑地運営審議会（仮称）は両省協議の上設置すること。

一、旧皇室苑地運営審議会の会長には内閣総理大臣、副会長には厚生、建設の両大臣、委員には関係各庁の官吏又は吏員及び学識経験ある者をもってこれにあたるものとし、定員は25名以内とすること。

幹事は関係各庁の官吏又は吏員をもってこれにあてること。

旧皇室苑地運営審議会は総理庁におき、その予算は総理庁所管とし、厚生省にこれを支出委任すること。

一、旧皇室苑地の管理は厚生省においてこれを行うこと。

一、旧皇室苑地の整備に必要な建設計画案は両省協議の上、これを作成すること。

一、建設業務は主として建設省においてこれを行うこと。

一、特殊建造物の管理者については、旧皇室苑地運営審議会においてこれを決定すること。

④ 旧皇室苑地整備運営計画に関する件（昭和24年4月20日旧皇室苑地運営審議会）（抜粋）

本議会は、昨年12月28日の閣議決定に基き、本年3月いらい旧皇室苑地の整備および運営の大綱について、昭和22年12月27日の閣議決定の趣旨に従い、慎重審議の結果、別紙の如き結論に達したので、ここに報告する。

政府は、これら苑地の整備運営に当っては、この報告を十分に尊重して、速やかに適切な措置を講ぜられるよう切望する。

別紙

旧皇室苑地整備運営計画に関する報告

方針

旧皇室苑地は昭和22年12月27日「旧皇室苑地の運営に関する件」の閣議決定の趣旨に基き、平和的文化国家の象徴として、永久にこれが保存を図るとともに、できるだけ広く国民の福祉に寄与するため、つぎの要領により運営するものとする。

- 一 由緒ある沿革を尊重し、努めて原状の回復保存をはかること。
- 二 必要に応じ、史蹟、名勝、天然記念物又は風致地区として指定すること。
- 三 各苑地の特性を生かし、国民生活に適合した整備運営を行うこと。
- 四 緑地計画の一環として街路その他都市計画との調整をはかり、周辺地域の整備も併せて行うこと。
- 五 各苑地の特性に照らし、これと関連のない施設はこれを設けないこと。特に営利を主目的とし、又は利権を伴う諸施設の設置は、これを認めないこと。
- 六 現在公開していない苑地（新宿御苑及び旧白金御料地）については、所要の施設を整備し、なるべく速かに公開すること。ただし苑地の維持管理又は建設のため必要あるときは、入苑ならびに公開区域を適当に制限すること。
- 七 所管官庁に学識経験者をもつて組織する審議機関を設け重要事項を審議し各苑地の運営に遺憾のないようにすること。

皇居外苑

- 一 国民広場として公開すること。
- 二 さしあたり照明、管理所、水呑場、便所等を整備すること。
- 三 将来は迂回道路を設ける等交通制限上所要の整備を行い、広場としての価値を向上すること。
- 四 価値ある箇所は史蹟として指定すること。

（以下略）

## ⑤ 皇居外苑の一部利用に関する件（昭和24年4月29日閣議決定）

観光事業促進の重要性に鑑み、皇居外苑東北隅の一角（旧法制局跡地）に、左記条件の下に、ホテルの設置を認めること。

## 記

- 一、規模、外観は、周辺の風景、環境と調和すること。
- 二、公共の利用に供する施設を併設すること。
- 三、前二項につき、設置者は、厚生大臣と協議すること。

## ⑥ 普通財産を公共福祉用財産に所管換の件（昭和24年10月18日閣議決定）

日本国憲法第88条並びに財産税法第56条の規定により国に帰属した左記旧皇室苑地たる普通財産を公共福祉用財産とする。

## 記

区 分	所 在	数 量	価 格
(皇居外苑、外濠)			
土 地	千代田区麴町一丁目1番地	304,274坪55	49,471,881円
建 物	同	32坪003	160,000円
(以下略)			

## ⑦ 国民公園管理規則の運営に関する件（昭和25年6月22日厚生大臣決裁）

国民公園管理規則（昭和24年厚生省令第19号）第4条による集会又は示威行進の許可に関する取扱については、左に掲げるものはこれを許可せざることとする。

## 記

- (一) 政治的又は宗教的目的を有すると認められる集会及び示威行進
- (二) 社会の安寧秩序を乱すおそれがある集会又は示威行進
- (三) 国民の厚生利用を阻害し又は管理上支障を来すと認められる集会又は示威行進

## ⑧ 岡崎内閣官房長官談（昭和26年4月26日）

政府は昨年6月皇居前広場を広く国民一般に開放すると共に政治的宗教的目的をもつ集会、示威運動には使用せしめぬ事にしたのである。ところが今回総評から第22回メーデー開催の為同所使用許可の申請があった。政府は此の申請には特別の考慮を払って慎重に検討したのであるが、結局遺憾乍ら之は許可し難いとの決定に達し、既に其の旨総評幹部に回答した。

然るに右に対し、政府の態度は反動的であり不当に労働運動を抑圧するものである等の宣伝が行われているから、茲に国民諸君に対しその決定に至った真意を明にすると共に総評幹部及特に組合員各位に訴えて考慮を求めたいと思うのである。

一、皇居前広場を真の国民の公園として政治目的等の外に置こうとしたのは、昨年5月30日の進駐軍軍人に対する不祥事件により国民一般の非難も高まったのが動機であるが、当時各方面よりの意見等に徴して、昔の如く皇居前を美しく且静穏な場所として維持せんとする決定は国民全般の要望に添ったものと考え。特にこの決定は総評結成の遙か以前になされたものであって、決して総評を対象とした事でないのは言う迄もない。

二、政府は労働運動を圧迫するか如き考は毛頭もなく、殊に総評が其独自の立場を堅持し乍ら組合運動の健全化を目指して奮闘しつつある態度には経緯を表して居り、今回総評がメーデーを行うということにも至極賛成であって、之を喜びこそすれ妨害や反対を加えんとする考えのある筈がない。

三、唯前記の様な訳で皇居前広場の使用は困るので、総評に対しては他の適当な所を選んで欲しいと申入れた。又例えば神宮外苑なども適当と思うが若し外苑を使用する場合は占領軍専用の運動場の一部も総評側に提供して貰うように軍側にも交渉済みである。又京都に於けるメーデー挙行に付ては、総評としては京都御苑以外に適当な場所がないとの事であるから、之をも禁ずれば組合運動を困難ならしめるであろうとの考慮より、若し総評側が希望するなら特に例外として京都御所の使用を認める様致すべき旨も総評側に通達した。

斯る決定が共産主義者極左分子の利用する所となり総評幹部を困難な地位に陥れるであろうという点はわれわれもよく諒解する。然し乍ら結局以上の様な結論に到達せざるを得なかったのであるから、この際卒直に之を国民諸君に明かにすると共に総評組合員各位に訴えて虚心坦懐政府の意のある所を諒とせられんことを願うのである。

## ⑨ 皇居外苑及京都御苑におけるメーデーの取扱に関する件（昭和26年11月20日閣議報告）

皇居外苑及び京都御苑をメーデーの集会、示威行進等に使用することは、その管理方針に鑑み、許可せざることとする。

## ⑩ 皇居外苑の使用許可について（昭和27年3月11日閣議了解）

## 一、皇居外苑の性格

皇居外苑は、旧皇居苑地という由緒を持つ外、現在もなお皇居の前庭であるという特殊の性格を持った国民公園である。従って、これが一般の利用はその特殊の性格にふさわしい美観と静穏とを保ちうる方法により、広く国民一般の休息、散策、観光に供する如く管理する。

## 二、皇居外苑の特別使用

右の趣旨から、国民公園管理規則第2条及び第4条の規定による皇居外苑の特別使用は、次に掲げるものにして皇居外苑を使用することが適当と認められるもの以外は原則として許可しない。

- 1 政治的又は宗教的目的を有せず且安寧秩序を乱すおそれがないと認められる集会、行進、その他の催物、行事にして、その使用が小区域且つ短時間に限るもの
- 2 国家的の性質をもつ集会、行進、その他の催物、行事

## ⑪ 国有財産法第13条の規定に基き国会の議決を求めるの件（昭和27年4月11日閣議決定）

左記普通財産を公共福祉用財産とすることについて、国有財産法（昭和23年法律第73号）第13条の規定により、国会の議決を求める。

## 記

- 一、所 在 東京都千代田区麴町一丁目1番地  
皇居外苑の一角（現千代田グランド）
- 二、区分数量 土 地 4,548坪221  
立竹木 148本

## ⑫ 「メーデーのための皇居外苑使用」不許可処分取消等請求事件に関する訴訟について（昭和27年4月30日閣議了解）

昭和26年11月10日、日本労働組合総評議会より申請のあった「昭和27年5月1日メーデーのための皇居外苑使用」に対して、本年3月14日不許可処分に付したところ、これに対して総評から東京地方裁判所に対して不許可処分取消等の判決を請求していたが、4月28日不許可処分を取消す旨の判決があった。

しかしながら、右の判決には承服し難いので、控訴する。

## ⑬ 東京消防庁出初式の皇居外苑使用について（昭和27年12月20日閣議了解）

皇居外苑の特別使用許可については、昭和27年メーデー以後国家的行事以外のものは使用を許可して居らなかったが、東京消防庁の出初式については皇居外苑を使用する慣例があつて社会通念上その使用を当然と認められるという特殊事情があるので、本件に限り昨年度の許可の要領により維持管理上支障なき範囲で許可することとする。

なお、皇居外苑の特別使用許可については、昭和27年3月11日閣議了解「皇居外苑の使用許可について」によるも、当分の間原則として国家的行事に限り許可する方針を維持することと致したい。

## ⑭ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和28年3月20日閣議了解）

5月1日皇居外苑で開催予定の諸行事は、すべて許可しないこととする。

なお、京都御苑についても同様の取扱とする。

## ⑮ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和29年3月16日閣議了解）

5月1日皇居外苑で開催予定の諸行事は、すべて許可しないこととする。

なお、京都御苑についても同様の取扱とする。

## ⑯ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和30年3月25日閣議了解）

5月1日皇居外苑で開催予定の諸行事は、すべて許可しないこととする。

なお、京都御苑についても同様の取扱とする。

## ⑰ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和31年4月6日閣議了解）

5月1日皇居外苑で開催予定の諸行事は、すべて許可しないこととする。

なお、京都御苑についても同様の取扱とする。

## ⑱ 皇居外苑における御製碑の設置について（平成3年3月8日 閣議了解）

皇居外苑に設置する施設には、「旧皇室苑地の運営に関する件」（昭和22年12月27日 閣議決定）の趣旨にかんがみ、平成3年2月28日付けの申出に係る天皇陛下御即位奉祝のための御製碑を含めることとする。

## 2. 北の丸地区

## ⑲ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和38年5月21日閣議決定）

皇居周辺北の丸地区（以下「北の丸地区」という。）は、従来東京都の事業として整備を行ってきたが、今後は早急に国が直轄してこれを行うこととし、このため関係各省庁において次のように措置することとする。

## 記

- 1 北の丸地区は皇居外苑の一部とし、森林公園として整備することとし、その建設及び維持工事に必要な業務は、関係省庁の協力を得て、建設省が行うこととする。
- 2 北の丸地区に現存する官公庁施設等の移転については、建設省において関係各省の協力を得て早急を実施することとする。
- 3 既に東京都に無償貸付した当該地区内の土地の処理については大蔵省が、当該地区内に現存する民間施設の除却等その整備を推進するため必要な事業等については建設省が、それぞれ東京都と緊密に連絡し、その協力を得て、措置することとする。

## ⑳ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和39年4月28日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区は、昭和38年5月21日の閣議決定により、森林公園として整備するものであり、当該地区には武道館、科学技術館および国立公文書館以外の施設は設けないものとする。

## ㉑ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和41年1月11日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区の整備については、「皇居周辺北の丸地区の整備について」（昭和38年5月21日閣議決定）によるほか、下記のとおり措置する。

## 記

- 1 皇居周辺北の丸地区は森林公園として整備することとなっているので、当該地区には、現存の科学技術館及び日本武道館のほか、今後は国立公文書館及び近代美術館以外の建設物の設置は、一切認めないものとし、これら両館の建設敷地は首都高速道路4号線の南側で、幹線園路東側の公園地とするものとする。
- 2 「皇居周辺北の丸地区の整備について」（昭和39年4月28日閣議了解）は、廃止する。

## ② 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和47年9月12日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区に現存する旧近衛師団司令部の建設物は、重要文化財に指定のうえ、東京国立近代美術館分室として、その活用をはかるため、昭和41年1月11日閣議了解によるもののほか、存置すべき建設物に含めるものとする。

## ③ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和56年6月26日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区におく施設には、昭和41年1月11日及び昭和47年9月12日の閣議了解によるもののほか、故 吉田茂元内閣総理大臣の銅像を含めることとする。

## ④ 皇居周辺北の丸地区の整備について（平成20年9月19日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区に置く施設には、昭和41年1月11日、昭和47年9月12日及び昭和56年6月26日の閣議了解によるもののほか、気象庁観測施設を含めることとする。

## 3. 国民公園、戦没者墓苑等管理規則

○国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和34年厚生省令第13号）

（通則）

**第一条** 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑（以下「国民公園」という。）、千鳥ヶ淵戦没者墓苑（以下「墓苑」という。）並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地（以下「慰霊碑苑地」という。）の管理に関しては、この規則の定めるところによる。

（許可行為）

**第二条** 国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次の各号に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければしてはならない。

- 一 物を販売し、又は頒布すること。
- 二 業として写真を撮影すること。
- 三 興行を行うこと。
- 四 集会を催し、又は示威行進を行うこと。
- 五 池又はほりに鳥類又は魚類を放すこと。
- 六 池又は堀で船を使用し、又は使用させること。
- 七 別に定める施設を使用すること。

（許可申請書）



**第三条** 前条の許可を受けようとする者は、別記様式第一による許可申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(禁止行為)

**第四条** 国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 植物を採取し、又は損傷すること。
- 二 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 三 工作物を汚損すること。
- 四 立入禁止区域内に立ち入ること。
- 五 指定以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はけい留すること。
- 六 公共便所以外の場所において大小便をし、又はこれをさせること。
- 七 池又はほりて遊泳すること。
- 八 指定以外の場所にごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 九 たき火をすること。
- 十 広告物又はこれに類するものを掲示し、又は設置すること。
- 十一 寄附金を募集すること。
- 十二 前各号に掲げる行為のほか、職員が国民公園、墓苑又は慰霊碑苑地内の行為として適当でないと認めて制止する行為

2 職員は、前項各号に掲げる行為をした者に対しては、退園を命ずることができる。

(入園拒否等)

**第五条** 職員は、泥酔している者その他公衆に嫌悪の情を催させ、若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者の入園を拒み、又はこれらの者に退園を命ずることができる。

(公開日時)

**第六条** 新宿御苑、墓苑及び慰霊碑苑地の公開日時については、別に定める。

2 環境大臣は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による新宿御苑、墓苑及び慰霊碑苑地の公開日時を一時的に変更することができる。この場合においては、入口にこの旨を掲示する。

(施設の使用料等)

**第七条** 国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内の施設で別に定めるものを使用しようとする者は、使用料を国に納めなければならない。

2 新宿御苑に入園しようとする者は、入園料を国に納めなければならない。

3 前二項の使用料及び入園料は、別に定める。

(フレキシブルディスクによる手続)

**第八条** 第三条の規定による許可申請書の提出については、当該許可申請書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二のフレキシブルディスク提出書を提出することによつて行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

**第九条** 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本工業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
  - 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- (フレキシブルディスクへの記録方式)

**第十条** 第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一

**2** 第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八による図形文字並びに日本工業規格X〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

**第十一条** 第八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 申請年月日

#### 附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 国民公園管理規則（昭和24年厚生省令第19号）は、廃止する。

別記様式第一及び別記様式第二 （略）

### ○国民公園管理規則（昭和24年厚生省令第19号）（制定時の条文）

**第二条** 国民公園内において、土地、池又はほりを占用若しくは区域を限つて使用し、又は特殊施設を使用しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

**第四条** 国民公園内において、集会を催そうとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

○国民公園管理規則（昭和25年厚生省令第33号による改正後の条文）

**第二条** 国民公園内において、土地、池又はほりを占用若しくは区域を限つて使用し、又は特殊施設を使用しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

**第四条** 国民公園内において、集会を催し又は示威行進を行おうとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。



## 皇居外苑に関する動き（昭和20年～）

年	月 日	政府等における対応	使用状況 (○：国内団体等による使用、◆：連合国軍による使用)
昭和20 (1945)	8 15 26	太平洋戦争終戦	○ 特殊慰安施設協会（R A A）結成式
	9 17	〈G H Qが東京に移転、第一生命ビルを本拠とする〉	
昭和21 (1946)	3 1 2 9 12		○ 終戦感謝国民大会 ◆ 米第1騎兵師団第7騎兵連隊パレード ◆ 米第1騎兵師団パレード ◆ 米陸軍参謀総長パレード
	5 1 6 8 12		○ 第17回メーデー ◆ 米第1騎兵師団パレード ◆ オーストラリア第34歩兵旅団パレード ◆ 米陸軍参謀総長パレード
	14 19 24 30		○ 世田谷区民113人、宮城に入る ○ 世田谷区民によるデモ ○ 食糧メーデー ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 連合国軍戦死者追悼式典 ◆ 米独立記念日パレード
	7 4 11 22		○ 東京国際模型飛行機クラブによる模型航空機大会 ◆ インド軍パレード ◆ インド軍パレード
	8 6 14 17 24		◆ 米第1騎兵師団パレード ◆ 米第1騎兵師団パレード ○ 悪税反対首切り反対労農大会 ○ 首切り反対青年婦人大会
	9 8 11 19		○ ソ連管轄下引揚げ促進第2回家族大会 ◆ オーストラリア第65歩兵大隊パレード ◆ ニュージーランド第2騎兵師団パレード
	10 2 3 8 22		○ 新聞通信放送労働者大会 ○ 関東食糧民主協議会によるイモよこせ大会 ◆ 英連邦軍トラファルガーデー・パレード ○ 東京都主催日本国憲法公布記念祝賀都民大会 ◆ ウェールズ・フュージリア連隊による国旗降下式 ◆ 英連邦軍軍旗敬礼パレード
	11 3 9 19		
	12 1 4 10 17 20 24	財産税法により皇居外苑等が大蔵省所管の普通財産となる	○ 都連合父兄会結成準備会による全国父兄大会 ◆ インド第1パンジャブ師団第5大隊パレード ○ 生活権獲得全国官公庁労働者大会 ○ 生活権確保吉田内閣打倒国民大会 ○ 在日本朝鮮人生活権擁護人民大会 ○ 日本共産党東京地方委員会による都政改革都民大会
昭和22 (1947)	1 11 15 27 28 31		○ 全官公庁労組によるゼネスト態勢確立大会 ○ 消防出初式 ◆ 英連邦軍オーストラリアデー・パレード ○ 吉田内閣打倒危機突破国民大会 ○ 関東大学高専連合学生会 ○ 2・1ゼネスト中止 ◆ 米第1騎兵師団マニラデー・パレード ◆ ニュージーランド軍パレード ○ 産別婦人部による女性を守る会
	2 1 3		
	3 1 9		
	4 1 4 5 6 19 24	〈『アカハタ』が「人民広場」という語を用いる〉	○ 世界労連代表歓迎国民大会 ◆ 連合国軍部隊パレード ◆ 米陸軍記念日パレード ◆ 連合国軍部隊パレード ○ 6・3制完全実施都民大会 ○ 第18回メーデー
	5 1 3 14 24 30		○ 日本国憲法施行記念式典 ◆ W A C（米陸軍婦人部隊）創設5周年式典 ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 連合国軍戦死者追悼式典 ○ 引揚げ促進家族大会
	6 15 7 4 6 15		◆ 米独立記念日パレード ○ 全労連による社会党激励全国大会 ○ 引揚げ促進全国大会
	8 23		◆ インド第1パンジャブ師団第5大隊パレード
	9 5 6 12 20		○ 住宅獲得全国大会 ◆ 米第8軍パレード ○ 食糧確保全国大会 ○ 片山内閣打倒国民大会
	10 11 11 25		◆ 連合国軍部隊パレード ○ 全官公労働者大会 ○ 全官公労協要求貫徹大会
	11 12 14 21		○ 要求貫徹労働者大会 ○ 日教組、学生自治連合会による6・3・3制実施促進大会 ◆ 英連邦軍パレード
	12 13 18		◆ 連合国軍部隊パレード ○ 生活権確保人民大会
	23 27	片山首相から厚生省課長に旧皇室苑地一般開放の検討指示 「旧皇室苑地の運営に関する件」閣議決定(①)閣議了解(②)	

年	月	日	政府等における対応	使用状況 (○：国内団体等による使用、◆：連合国軍による使用)
昭和23 (1948)	1	1	〈二重橋を開放し、新年の一般参賀を許可〉	○ 消防出初式 ○ 凧揚げコンテスト ○ 毎週日曜日に東京インターナショナル・モデル・エアプレーン倶楽部による模型飛行機大会
		15		
	2	25	厚生省公衆保健局に国立公園部設置	○ 朝鮮 3・1 独立運動記念人民大会 ◆ 米第 8 軍パレード ○ 労働法規改悪・大衆課税反対人民大会 ○ 全官公要求貫徹人民大会 ◆ 米陸軍記念日パレード ○ 第19回メーデー ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ○ 物価値上げ反対人民大会 ○ 物価値上げ反対人民大会
		14		
	3	1	〈宮城を皇居と改称〉	◆ 米独立記念日パレード ○ 生活権防衛反ファッショ人民大会 ○ ヘレン・ケラー歓迎国民大会 ◆ 連合国軍部隊パレード ○ ソ連帰還者生活擁護同盟による全国留守家族大会
		6		
	4	19	「旧皇室苑地の運営に関する覚書」(厚生・建設大臣連名) ③	◆ 連合国軍部隊パレード ○ 文化の日協賛会主催文化祭 ○ 東京都教職員組合要求貫徹大会 ○ 警視庁機動隊早期演習(16日まで) ○ 全官公労働者大会 ○ 都労連要求貫徹大会 ○ 全官公要求貫徹大会 ○ 生活権確保要求貫徹大会
		1		
	5	6	「旧皇室苑地の整備運営審議会に関する件」閣議決定	○ 消防出初式 ◆ 米第 1 騎兵師団マニラデー・パレード ◆ 連合国軍部隊パレード ○ 通信隊創設86周年記念パレード ○ 自治体警察発足 1 周年総監観閲式 ○ 生活権擁護人民大会 ◆ 連合国軍部隊パレード
		24		
	6	16	大蔵次官から厚生次官宛て旧皇室苑地の所管換について通	◆ 米陸軍記念日パレード ◆ イースター早朝礼拝
		25		
	7	1	旧皇室苑地運営審議会委員に関する閣議了解	○ 引揚げ擁護愛の大会 ○ 第20回メーデー ○ 憲法記念日記念式典
		4		
	8	1	互厚生政務次官が国会で「国民公園法案」の提出を表明 厚生省公衆保健局国立公園部に皇居外苑分室設置	◆ 米第 8 軍戦死者追悼式典
		6		
	9	1	旧皇室苑地運営審議会答申(旧皇室苑地整備運営計画に関する件) ④	○ 5・30事件人民決起大会 ○ 消防ポンプ操作コンテスト ◆ 米独立記念日パレード ○ 首切り反対労働者大会 ◆ 米第 8 軍パレード ○ 全日本ボーイスカウト大会(25日まで) ◆ 米第 8 軍パレード ○ 「世界日曜学校日」の国際生徒大会
		27		
10	30	「皇居外苑の一部利用に関する件」閣議決定 ⑤	○ 産業再建対国会要求労働者大会 ◆ 米第 8 軍パレード ○ 新賃金貫徹労働者大会 ○ 賃金ベース引上げ、越年賃金獲得要求貫徹大会	
	1			
11	13	〈皇居の警備責任が連合国軍から日本側に移行〉 〈都議会の開会中に組合員と警官隊がもみ合い1人死亡〉	○ 消防出初式 ◆ 米第 1 騎兵師団マニラデー・パレード ○ 国会共闘委員会による総決起労働者大会 ○ 警察法施行2周年記念式典 ○ フォード新車の日本企業への引渡し式 ○ 全国中小企業危機突破国民大会 ○ 国会共闘委員会労働者大会	
	30			
12	18	「厚生省設置法」「国民公園管理規則」(厚生省令)公布	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式	
	28			
昭和24 (1949)	1	10	「旧皇室苑地の整備運営審議会に関する件」閣議決定 ⑥ 〈東京都が公安条例を公布施行〉	○ 産業再建対国会要求労働者大会 ◆ 米第 8 軍パレード ○ 新賃金貫徹労働者大会 ○ 賃金ベース引上げ、越年賃金獲得要求貫徹大会
		14		
	2	2	皇居外苑を大蔵省から厚生省に移管する手続が完了	○ 消防出初式 ◆ 米第 1 騎兵師団マニラデー・パレード ○ 国会共闘委員会による総決起労働者大会 ○ 警察法施行2周年記念式典 ○ フォード新車の日本企業への引渡し式 ○ 全国中小企業危機突破国民大会 ○ 国会共闘委員会労働者大会
		16		
	3	3	「普通財産を公共福祉用財産に所管換の件」閣議決定 ⑥ 〈東京都が公安条例を公布施行〉	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式
		7		
	4	1	互厚生政務次官が国会で「国民公園法案」の提出を表明 厚生省公衆保健局国立公園部に皇居外苑分室設置	○ 引揚げ擁護愛の大会 ○ 第20回メーデー ○ 憲法記念日記念式典
		6		
	5	1	旧皇室苑地運営審議会答申(旧皇室苑地整備運営計画に関する件) ④	◆ 米第 8 軍戦死者追悼式典
		29		
	6	11	「皇居外苑の一部利用に関する件」閣議決定 ⑤	○ 5・30事件人民決起大会 ○ 消防ポンプ操作コンテスト ◆ 米独立記念日パレード ○ 首切り反対労働者大会 ◆ 米第 8 軍パレード ○ 全日本ボーイスカウト大会(25日まで) ◆ 米第 8 軍パレード ○ 「世界日曜学校日」の国際生徒大会
		28		
	7	4	「厚生省設置法」「国民公園管理規則」(厚生省令)公布	○ 産業再建対国会要求労働者大会 ◆ 米第 8 軍パレード ○ 新賃金貫徹労働者大会 ○ 賃金ベース引上げ、越年賃金獲得要求貫徹大会
		6		
	8	29	〈皇居の警備責任が連合国軍から日本側に移行〉 〈都議会の開会中に組合員と警官隊がもみ合い1人死亡〉	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式
		24		
	9	11	「普通財産を公共福祉用財産に所管換の件」閣議決定 ⑥ 〈東京都が公安条例を公布施行〉	○ 産業再建対国会要求労働者大会 ◆ 米第 8 軍パレード ○ 新賃金貫徹労働者大会 ○ 賃金ベース引上げ、越年賃金獲得要求貫徹大会
		25		
10	11	皇居外苑を大蔵省から厚生省に移管する手続が完了	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式	
	16			
11	18	「厚生省設置法」「国民公園管理規則」(厚生省令)公布	○ 産業再建対国会要求労働者大会 ◆ 米第 8 軍パレード ○ 新賃金貫徹労働者大会 ○ 賃金ベース引上げ、越年賃金獲得要求貫徹大会	
	29			
12	10	互厚生政務次官が国会で「国民公園法案」の提出を表明 厚生省公衆保健局国立公園部に皇居外苑分室設置	○ 引揚げ擁護愛の大会 ○ 第20回メーデー ○ 憲法記念日記念式典	
	18			
昭和25 (1950)	1	6	皇居外苑を大蔵省から厚生省に移管する手続が完了	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式
		2		
2	2	皇居外苑を大蔵省から厚生省に移管する手続が完了	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式	
	18			
3	7	皇居外苑を大蔵省から厚生省に移管する手続が完了	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式	
	11			
4	7	皇居外苑を大蔵省から厚生省に移管する手続が完了	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式	
	31			
5	1	皇居外苑を大蔵省から厚生省に移管する手続が完了	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式	
	22			
6	1	皇居外苑を大蔵省から厚生省に移管する手続が完了	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式	
	3			
7	20	皇居外苑を大蔵省から厚生省に移管する手続が完了	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式	
	24			
8	24	皇居外苑を大蔵省から厚生省に移管する手続が完了	○ 暴圧反対人民決起大会 ◆ イースター早朝礼拝 ◆ 米第 720 陸軍憲兵大隊パレード ○ 第21回メーデー ○ 日本国憲法施行3周年記念式典 ○ スクエアダンス大会 ◆ 米 3 軍統合記念日パレード ◆ 英連邦軍エンパイアデー・パレード ◆ 米第 71 通信大隊司令官引継ぎ式	
	27			

年	月 日	政府等における対応	使用状況 (○：国内団体等による使用、◆：連合国軍による使用)
昭和25 (1950)	5 30		◆ 米第8軍戦死者追悼式典 ○ 5・30人民決起大会
	6 6	〈マッカーサー司令官が日本共産党幹部の追放を指示〉	
	8 19		◆ 英連邦軍ジョージ6世誕生日記念パレード ◆ 米第8軍パレード
	22	「国民公園管理規則の運営に関する件」(厚生大臣決裁) (⑦)	
	24	「国民公園管理規則」改正 ・「示威行進」を厚生大臣の許可を要する行為に追加	
	25	〈朝鮮戦争勃発〉	
	7 3	〈東京都が改正公安条例を公布施行〉	
昭和26 (1951)	1 3		◆ 国連軍パレード及び国連旗授与式
	8 13		○ ボーイスカウト分隊旗授与式 ○ 消防出初式 ○ 警視庁機動隊分列行進 ◆ 連合国軍衛兵中隊パレード
	2 8	(財)皇居外苑保存協会設立	
	3 7		○ 警察法施行3周年記念式典 ◆ イースター早朝礼拝
	25		
	4 13	政府、総評の皇居外苑使用申請に対し不許可処分	
	26	岡崎内閣官房長官談話発表 (⑧)	
	27	G H Q、政府の決定を支持	
	5 3		○ 日本国憲法施行4周年記念式典 ○ 総評幹部らデモ ◆ 朝鮮戦争で戦功のあった将兵に対する叙勲式 ◆ W A C (米陸軍婦人部隊) 創設9周年式典 ○ ボーイスカウト東京都連盟による「皇太后逝去を悼む式」 ◆ 米軍戦死者追悼式典
	10 14		
	20 30		
	6 19	厚生大臣から大蔵大臣に対し和田倉地区の所管換を申入れ	
	10 2		○ 関東地区選抜消防ポンプ操法模範演技大会 ◆ 米ロバートソン陸軍中将送別式
	11 7		
10 10	総評、翌年のメーデーのための皇居外苑使用許可申請		
20 20	「皇居外苑及京都御苑におけるメーデーの取扱に関する件」 閣議報告 (⑨)		
12 24		◆ 国連軍パレード	
昭和27 (1952)	1 15		○ 消防出初式 ○ 警察法施行4周年記念観閲式
	3 7		
	11 11	「皇居外苑の使用許可について」閣議了解 (⑩)	
	13 13	厚生大臣、総評の使用申請に対し不許可処分	
	4 4	総評、使用不許可処分の取消しを求めて東京地裁に提訴	
	11 11	「国有財産法第13条の規定に基き国会の決議を求めるの件」 閣議決定 (⑪)	
	28 28	主権回復 (サンフランシスコ平和条約発効) 東京地裁、厚生大臣の使用不許可処分を取り消す	
	30 30	「メーデーのための皇居外苑使用不許可処分取消等請求事件に関する訴訟について」閣議了解 (⑫)	
	5 1	〈メーデー事件〉	
	7 3		○ 平和条約発効並びに日本国憲法施行5周年記念式典
	7 21	〈破壊活動防止法公布〉	
8 5	和田倉地区 (千代田グラウンド) を厚生省に所管換		
11 15	東京高裁、使用不許可処分を取り消した原判決を取り消す	○ 皇太子成年式立太子礼奉祝都民大会	
12 9	東京消防庁、翌年の出初式のための皇居外苑使用許可申請		
20 20	「東京消防庁出初式の皇居外苑使用について」閣議了解 (⑬)		
27 27	厚生大臣、東京消防庁の使用申請に対し許可処分		
昭和28 (1953)	1 6		○ 消防出初式
	3 30	総評、メーデーのための皇居外苑使用許可申請	
	3 20	「5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について」閣議了解 (⑭)	
	23 23	厚生大臣、総評の使用申請に対し不許可処分	
4 27	東京地裁、総評の請求を棄却		
12 23	最高裁、総評の上告 (昭和27年不許可処分) を棄却		
昭和29 (1954)	1 6		○ 消防出初式
	2 20	総評、メーデーのための皇居外苑使用許可申請	
	3 16	「5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について」閣議了解 (⑮)	
	18 18	厚生大臣、総評の使用申請に対し不許可処分	
4 5	東京高裁、総評の控訴 (昭和28年不許可処分) を棄却		
27 27	総評、皇居外苑使用権の確認を求めて東京地裁に提訴 東京地裁、総評の請求を棄却		
昭和30 (1955)	1 6		○ 消防出初式
	13 13	総評、メーデーのための皇居外苑使用許可申請	
	3 25	「5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について」閣議了解 (⑯)	
昭和31 (1956)	1 6		○ 消防出初式
	4 6	「5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について」閣議了解 (⑰)	
昭和33 (1959)	3 1	厚生省大臣官房国立公園部に皇居外苑管理事務所を設置	
	4 8	政府、総評の皇居外苑使用申請に対し不許可方針決める	
昭和34 (1959)	4 7	政府、総評の皇居外苑使用申請に対し不許可方針決める	
	5 6	「国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理規則」公布	
昭和35 (1960)	5 20	「江戸城跡」が史跡に指定	
昭和36 (1961)	4 4	和田倉地区に皇太子明仁殿下御結婚記念大噴水が完成	
	6 6	「江戸城外桜田門、田安門、清水門」が重要文化財に指定	

年	月 日	政府等における対応	使用状況 (○：国内団体等による使用、◆：連合国軍による使用)
昭和37 (1962)	3 16	楠公地区及び馬場先地区の芝生地を開放	
昭和38 (1963)	5 6 1 10	「江戸城跡」が特別史跡に指定 楠公地区及び馬場先地区の芝生地を夜間立入禁止 楠公地区及び馬場先地区の芝生地を全面立入禁止	
昭和39 (1964)	10 9		○ オリンピック東京大会聖火歓迎式典（10日まで）
昭和46 (1971)	7 1	環境庁発足に伴い厚生省から移管	
昭和47 (1972)	10 1	馬場先エリアの一方通行路の車両通行禁止	
昭和61 (1986)	11 10		○ 天皇陛下御即位60年奉祝祝賀パレード及び提灯行列
平成3 (1991)	3 8	「皇居外苑における御製碑の設置について」閣議了解 (18)	
平成7 (1995)	6 1	和田倉噴水公園が完成	
平成2 (1990)	11 17		○ 天皇陛下御即位祝賀式
平成11 (1999)	11 12		○ 天皇陛下御即位10年奉祝国民祭典
平成13 (2001)	1 6	環境省発足	
平成21 (2009)	11 12		○ 天皇陛下御即位20年をお祝いする国民祭典
令和元 (2019)	11 9		○ 天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典

(出展) 原武史『完本 皇居前広場』、環境省自然環境局総務課『事務提要〔国民公園〕』

(注) 丸数字は、参考資料 1 における該当資料



## 世界の王宮前広場の概要

番号	国名	王制・王宮の概要、広場の有無	王宮前広場の概要	王宮前広場写真	王宮前広場地図
1	タイ王国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王制：立憲君主制(ラーマ10世)</li> <li>・首都：バンコック</li> <li>・名称：The Grand Palace of Thailand</li> <li>・場所：Phra Nakhon Bangkok(中心地)</li> <li>・概要：現在の国王は王宮に居住せず。歴代の国王が居住した記念館・博物館として、日中、国民は無料で、外国人は有料で見学できる。</li> <li>・広場：王宮北側にサナム・ルアン王宮前広場がある。</li> </ul>	<p>名称：サナム・ルアン王宮前広場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・王宮の北側にある、平らで広大な芝生の広場。</li> <li>・王族の誕生祝いや葬儀、迎賓式典、新年の祝いなど国家行事が催されるほか、さまざまなイベントの舞台としても使われる。</li> <li>・普段は一般に開放されており、市民や外国人観光客の憩いの場となっている。</li> <li>・2006年には世界民族博覧会が開かれた。</li> <li>・当局の許可を得て、宗教的な催し、政治的集会の他コンサート、その他毎年恒例の3月の凧揚げ祭りなどのイベントが開かれることがある。</li> <li>・都心部の広場・公園として市民や観光客の憩いの場となっている。</li> <li>・周囲の道路では、夜間多くの屋台が出るナイトマーケットも開かれている。</li> </ul>		<p><a href="https://www.google.com/maps/place/%E3%82%B5%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%83%A0%E3%83%BB%E3%83%AB%E3%82%A2%E3%83%B3/@13.7525734,100.487761,16z/data=!4m5!3m4!1s0x0:0x69fc3357641e5a44!8m2!3d13.7551736!4d100.4930645?hl=ja-JP">https://www.google.com/maps/place/%E3%82%B5%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%83%A0%E3%83%BB%E3%83%AB%E3%82%A2%E3%83%B3/@13.7525734,100.487761,16z/data=!4m5!3m4!1s0x0:0x69fc3357641e5a44!8m2!3d13.7551736!4d100.4930645?hl=ja-JP</a></p>
		出典：タイ政府公式ホームページ	出典：JTBホームページ他	出典：JTBホームページ	出典：グーグルマップ
番号	国名	王制・王宮の概要、広場の有無	王宮前広場の概要	王宮前広場写真	王宮前広場地図
2	スペイン王国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王制：立憲君主制(フェリペ6世)</li> <li>・首都：マドリード</li> <li>・名称：王宮</li> <li>・場所：Plaza de Oriente, Madrid(中心地)</li> <li>・概要：1738年から1764年にかけてムーア人が築いたアルカーサル跡に建設された壮麗な宮殿。ルネサンスと擬古典様式が混ざった140m四方のどっしりした外観。現在国王は住んでおらず、公式行事などが催される迎賓館となっており、公式行事に使われている広間も見学できる。</li> <li>・広場：東側にオリエンテ広場がある。</li> </ul>	<p>名称：オリエンテ広場</p> <p>王宮の東側にバイレン通りがあり、その先にある広場。広場の中心にフェリペ4世騎馬像があり、周りを庭園が囲み、西ゴート王国やスペイン各王家の王の彫像が20体ある。フェリペ4世騎馬像は、イタリア人彫刻家ピエトロ・タッカが、ディエゴ・ベラスケスの描いた肖像を参考に頭部をつくり、胸部をフアン・マルティネス・モンタネスがつくった。1843年、イサベル2世の命令でオリエンテ広場に設置された。像は東を向いている。王宮と共に多くの観光客がツアーで訪れるが、行事の情報は少ない。モニュメントや緑地のある都心部の広場・公園として市民や観光客の憩いの場となっている。</p>		<p><a href="https://www.google.com/maps/place/Monumento+a+Felipe+IV/@40.4183797,-3.7128117,18z/data=!4m6!3m5!1s0x0:0xda7a7c767d12f0c4!4b1!8m2!3d40.4183418!4d-3.7121865?hl=ja-JP">https://www.google.com/maps/place/Monumento+a+Felipe+IV/@40.4183797,-3.7128117,18z/data=!4m6!3m5!1s0x0:0xda7a7c767d12f0c4!4b1!8m2!3d40.4183418!4d-3.7121865?hl=ja-JP</a></p>
		出典：JTBホームページ	出典: ウィキペディア(オリエンテ広場)	出典: ウィキペディア	出典：グーグルマップ

番号	国名	王制・王宮の概要、広場の有無	王宮前広場の概要	王宮前広場写真	王宮前広場地図
3	オランダ王国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王制：立憲君主制(ウィレム・アレクサンダー)</li> <li>・首都：アムステルダム</li> <li>・名称：王宮</li> <li>・場所：アムステルダム中心地</li> <li>・概要：アムステルダムの旧市街の中心部にあるダム広場(Dam)。アムステルダムへの旅行者の殆どが立ち寄る機会があり、アムステルダムを代表する広場となっている。ダム広場の西方に位置する威風堂々とした王宮(Koninklijk Paleis)は、絵葉書にもよく登場する有名な建物である。アムステルダムの王宮はオランダ王室所有の建造物であるが、住居としてではなく王室行事に使用されている。元来、王宮はアムステルダムの市庁舎として建てられたものである。</li> </ul>	<p>名称：ダム広場</p> <p>ダム広場はアムステルダムの最も賑やかな町の中心にあり、多くの鳩、ストリートパフォーマンスなども見られる。様々なイベント・集会・マーケットが開かれ、多くの市民や観光客が訪れる。アムステルダムの地名の由来にもなっている、ダム広場は、1270年頃、アムステル川にダムが築かれたのが始まり。町の中心的な広場として、長い間栄えてきた。ダム広場は、1535年の洗礼教徒たちの暴動や、1935年頃の労働争議など数多くのデモの舞台にもなった。第二次世界大戦の終わりごろにはナチスドイツ軍が一般市民の銃殺を行ったのもこの広場。1960年から1970年代にかけては、学生たちのベトナム戦争反対運動、一番最近では1980年のベアトリクス女王の戴冠式の際もデモが行われた。ダム広場のナショナルモニュメントは、第二次世界大戦で亡くなった方を悼むため、1956年5月4日に建てられた。毎年、5月4日には、オランダ王室などが慰霊に訪れる。</p>		<a href="https://www.google.co.jp/maps/place/Dam,+Amsterdam,+%E3%82%AA%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%80/@52.3730983,4.8920069,18z/data=!4m5!3m4!1s0x47c609c73b4b14ef:0x7e86dfc7e2ced272!8m2!3d52.3730701!4d4.8926473?hl=ja">https://www.google.co.jp/maps/place/Dam,+Amsterdam,+%E3%82%AA%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%80/@52.3730983,4.8920069,18z/data=!4m5!3m4!1s0x47c609c73b4b14ef:0x7e86dfc7e2ced272!8m2!3d52.3730701!4d4.8926473?hl=ja</a>
		出典：オランダ政府観光局ホームページ	出典：オランダ政府観光局ホームページ	出典：オランダ政府観光局ホームページ	出典：グーグルマップ
番号	国名	王制・王宮の概要、広場の有無	王宮前広場の概要	王宮前広場写真	王宮前広場地図
4	United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王制：立憲君主制(エリザベスII世)</li> <li>・首都：ロンドン</li> <li>・名称：バッキンガム宮殿</li> <li>・場所：シティ・オブ・ウェストミンスター</li> <li>・概要：ロンドンで最大の観光名所。ロイヤルウエディングの際、ロイヤルファミリーがバルコニーでご挨拶をされるなどロンドンの象徴とされている。宮殿はエリザベス女王のロンドンの公邸であり、女王の執務の場でもあり、さらにロイヤルファミリーが諸外国からの賓客を迎える際の迎賓館でもあり、王宮が実際に居室や執務の場として使われている珍しい宮殿である。宮殿正面広場には、ヴィクトリア記念碑が建立されており、その向こうではセント・ジェームズ・パークとトラファルガー広場につながるザ・マルのプラタナス並木がある。</li> </ul>	<p>名称：クイーンズ・ガーデンズ、セントジェームズパーク</p> <p>概要：宮殿前広場(クイーンズ・ガーデンズ)には王室の祝い事がある時は多くの市民が集まる。また、近衛兵の交代式の見学の場として多くの観光客が訪れる。セントジェームズパークは、バッキンガム宮殿の東側にある23ヘクタールの湖と森のある公園緑地であり、市民観光客の憩いの場として利用されている。聖ジェームズに捧げられたハンセン病療養所にちなんで名づけられたセント・ジェームズ地域の最南端にある。西側にはバッキンガム宮殿が、北側にはザ・マルが、東側にはホース・ガーズが、南側にはバードケイジ・ウォークがある。ヴィクトリア・メモリアルを擁するクイーンズ・ガーデンズのところでグリーン・パークと接しており、この記念塔の向かいにはバッキンガム宮殿の入り口がある。公園には小さな湖であるセント・ジェームズ湖があり、ウェスト島とダック島のふたつの島が浮かんでいる。</p>		<a href="https://www.google.com/maps/@51.5022349,-0.1402403,16z">https://www.google.com/maps/@51.5022349,-0.1402403,16z</a>
		出典：バッキンガム宮殿公式ホームページ	出典：出典: ウィキペディア	出典：出典: ウィキペディア	出典：グーグルマップ

番号	国名	王制・王宮の概要、広場の有無	王宮前広場の概要	王宮前広場写真	王宮前広場地図
5	中華人民共和国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王制：無し</li> <li>・首都：北京市</li> <li>・名称：紫禁城</li> <li>・場所：北京市中心部</li> <li>・概要：中華人民共和国北京市に所在する明清朝の旧王宮である歴史的建造物。「北京と瀋陽の明・清王朝皇宮」の一つとしてユネスコの世界遺産（文化遺産）となっている。面積は725,000m<sup>2</sup>あり、世界最大の木造建築群である。別称の故宮とは「古い宮殿、昔の宮殿」という意味で、現在は博物館（故宮博物院）になっている。天安門前には天安門広場がある。</li> </ul>	<p>名称：天安門広場</p> <p>中華人民共和国北京市の故宮天安門に隣接する広場。最大で50万人を収容でき、国家行事や歴史上の大事件の舞台となってきた。1954年に「千歩廊」の左右の官庁と倉庫群を撤去、中華門と長安左右門を撤去して現在の天安門広場が形成され、天安門広場建築に併せ人民英雄記念碑も建設されている。また1976年に毛沢東が死去すると、翌年にかけて広場の南の中華門跡地付近に毛主席紀念堂が建設された。平板で舗装された平面で広大な広場。幾度となく革命運動の舞台にもなり抗争が起こってきた。2013年10月28日、天安門前の金水橋に小型四輪駆動車が歩道に突っ込んで炎上し車内の3人と観光客2人が死亡した。</p>		<a href="https://www.google.com/maps/@39.9050414,116.3970829,16z">https://www.google.com/maps/@39.9050414,116.3970829,16z</a>
		出典：公式ホームページ	出典：出典: ウィキペディア	出典：出典: ウィキペディア	出典：グーグルマップ
番号	国名	王制・王宮の概要、広場の有無	王宮前広場の概要	王宮前広場写真	王宮前広場地図
6	マレーシア王国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王制：立憲君主制</li> <li>※9つある州の首長が5年毎に交代で国王を務め、王宮に居住する特異な制度。</li> <li>・首都：クアラルンプール</li> <li>・名称：王宮 イスタナ・ネガラ</li> <li>・場所：クアラ・ルンプル</li> <li>・概要：2011年に旧王宮から移築された新王宮で、国王が居住しているので、中の見学はできない。正門前の広場は観光スポットとして多くの人を訪れる。</li> </ul>	<p>名称：イスタナ・ネガラ王宮正門前広場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広場に特別な名称は無い。2011年に王宮がこの地に移築された。正門は閉ざされているが、美しい正門越しに豪華な王宮を眺めることができる。特に、出店やイベントは無いが、王宮正門前広場には大型バス18台と乗用車28台が駐車できる駐車場があり、多くの観光客が訪れる。正門周辺では、騎馬に乗った衛兵が警備を行っており写真撮影にも応じてくれる。毎朝8時の衛兵交代時の様子は特に人気がある。</li> </ul> <p>また、1か月続くイスラム教徒の断食月（ラマダン）の最終日に断食明けのお祝いをするハリ・ラヤ・アイディルフィトリ（オープンハウス）が行われ、イスラム教徒の人達は家族や親せき、友人を家に招いて食事やお菓子を振舞う。これを、王宮でも行われることがあり、この日はシャトルバスが都心から運行され、王宮内部を見学することができる。</p>		<a href="https://www.google.co.jp/maps/@3.1606931,101.6663128,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja">https://www.google.co.jp/maps/@3.1606931,101.6663128,1565m/data=!3m1!1e3?hl=ja</a>
		出典：マレーシア政府観光局HP	出典：マレーシア政府観光局HP	出典：マレーシア政府観光局HP	出典：グーグルマップ

番号	国名	王制・王宮の概要、広場の有無	王宮前広場の概要	王宮前広場写真	王宮前広場地図
7	モロッコ王国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王制：立憲君主制</li> <li>・首都：ラバト</li> <li>・名称：ラバト王宮</li> <li>・場所：ラバト, モロッコ</li> <li>・概要：首都ラバトで国王が居住する王宮。正門前の広場は観光スポットになっている。</li> </ul>	<p>名称：ラバト王宮正門前広場</p> <p>広場に特別な名称は無い。広場には、車寄せがあり、通りを挟んで大学の、エントランスと面している。露店、出店、日常的なイベントは無い。ラバト王宮は、1864年に建てられ、現国王ムハンマド6世（在位1999年7月23日～現在）とその家族が居住。王宮周辺の広い城壁内には、最高裁判所、国立大学、アフル・ファス・モスクなどがあり2000人以上の人々が住んでいる。王宮の正面にある国立ムハンマド5世大学では約2万人が学ぶ。観光スポットになっており、正門では衛兵が警護しているが、日中正門でパスポートを見せると前庭に入って見学できる。また、金曜には祈祷のためにモスクへ行く国王のパレードが行われ見ることができる。</p>		<p><a href="https://www.google.com/maps/place/Royal+Palace+of+Rabat/@34.0024521,-6.8413596,650m/data=!3m1!1e3!4m5!3m4!1s0x0:0x328c8da1200b9600!8m2!3d34.0014648!4d-6.8408875?hl=ja">https://www.google.com/maps/place/Royal+Palace+of+Rabat/@34.0024521,-6.8413596,650m/data=!3m1!1e3!4m5!3m4!1s0x0:0x328c8da1200b9600!8m2!3d34.0014648!4d-6.8408875?hl=ja</a></p>
		出典：モロッコ大使館HP	www.rabat-maroc.net	www.rabat-maroc.net	出典：グーグルマップ
番号	国名	王制・王宮の概要、広場の有無	王宮前広場の概要	王宮前広場写真	王宮前広場地図
8	オマーン王国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王制：絶対憲君主制</li> <li>・首都：マスカット</li> <li>・名称：王宮</li> <li>・場所：マスカット, オマーン</li> <li>・概要：国王の公邸であり、公式行事や賓客を迎えることに使用されている。王宮前の通りは広場として利用されている。国王は通常、地方の私邸王宮に居住している。</li> </ul>	<p>名称：広場に特別な名称は無い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広場は、南側の国立博物館・政府機関側から連なる通りとなっている。</li> <li>・要所要所に車止めがあり、通常車の通行はできない。</li> <li>・広場には、露店、出店、日常的なイベントは無い。</li> <li>・白く美しい王宮を見るために、多くの観光客が広場を訪れる。</li> </ul>		<p><a href="https://www.google.com/maps/place/Al+Alam+Palace/@23.6141341,58.5946407,674m/data=!3m1!1e3!4m5!3m4!1s0x3e91f700cc620b71:0x1b473db0857319e3!8m2!3d23.6159113!4d58.5947013?hl=ja">https://www.google.com/maps/place/Al+Alam+Palace/@23.6141341,58.5946407,674m/data=!3m1!1e3!4m5!3m4!1s0x3e91f700cc620b71:0x1b473db0857319e3!8m2!3d23.6159113!4d58.5947013?hl=ja</a></p>
		出典：オマーン商工観光局	出典：オマーン商工省観光局	出典：オマーン商工省観光局	出典：グーグルマップ

1. タイ サナム・ルアン王宮前広場









Esri, HERE, Garmin, (c) OpenStreetMap contributors, and the GIS user community, Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community









8. オマーン カスル アル アラム王宮前の広場（正式名称なし）



Esri, HERE, Garmin, (c) OpenStreetMap contributors, and the GIS user community, Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community

## 王国の一覧

No.	地域	国（略称）	王制	政治的影響力 （無,低,中,高）	称号・敬称	現在の王朝・王家	現在の君主	王宮広場 概要資料
1	アジア・太平洋	カンボジア	立憲君主制	無	国王陛下	ノロドム家	シハモニ国王	
2		タイ	立憲君主制	低	国王陛下	チャクリー王朝	ラーマ10世	○
3		日本	立憲君主制	無	天皇陛下	皇室	今上天皇(徳仁)	
4		ブータン	立憲君主制	無	国王陛下	ワンチュク朝	ワンチュク国王	
5		ブルネイ	立憲君主制	高	国王陛下	ボルキア家	ボルキア国王	
6		マレーシア	立憲君主制	無	国王陛下	クランタン州スルターン	ムハマド5世	○
7		サモア	選挙立憲君主制	低	国家元首殿下	トゥプア・タマセセ	トゥイアトゥア・トゥプア・タマセセ・エフィ	
8		トンガ	立憲君主制	中	国王陛下	トゥポウ家	トゥポウ6世	
9	ヨーロッパ	イギリス	立憲君主制	低	女王陛下	ウィンザー朝	エリザベス2世	○
10		オランダ	立憲君主制	低	国王陛下	オラニエ＝ナッサウ家	ウィレム＝アレクサンダー国王	○
11		スウェーデン	立憲君主制	無	国王陛下	ベルナドッテ朝	カール16世グスタフ	
12		スペイン	立憲君主制	無	国王陛下	スペイン・ボルボン朝	フェリペ6世	○
13		デンマーク	立憲君主制	無	女王陛下	リュクスボー家	マルグレーテ2世	
14		ノルウェー	立憲君主制	無	国王陛下	グリュックスブルク家	ハーラル5世	
15		ベルギー	立憲連邦君主制	中	国王陛下	ベルジック家	フィリップ国王	
16		モナコ	立憲君主制	中	大公殿下	グリマルディ家	アルベール2世	
17		リヒテンシュタイン	君主制	高	公殿下	リヒテンシュタイン家	ハンス・アダム2世	
18		ルクセンブルク	君主制	高	大公殿下	ナッサウ＝ヴァイルブルク家	アンリ大公	
19	中東	オマーン	絶対君主制	高	国王陛下	ブーサイド朝	ハイサム国王	○
20		カタール	君主制	高	首長殿下	サーニー家	タミーム首長	
21		クウェート	立憲君主制	高	首長殿下	サバーハ家	サバーハ4世	
22		サウジアラビア	絶対君主制	高	国王陛下	サウード家	サルマン国王	
23		バーレーン	立憲君主制	中～高	国王陛下	ハリーファ家	ハマド国王	
24		ヨルダン	立憲君主制	高	国王陛下	ハーシム家	アブドゥッラー2世	
25	アフリカ	エスワティニ (旧スワジランド)	立憲君主制	高	国王陛下	ドラミニ家	ムスワティ3世	
26		モロッコ	立憲君主制	低	国王陛下	アラウィー朝	ムハンマド6世	○
27		レソト	立憲君主制	無	国王陛下	セーイソ家	レツィエ3世	

※ 居住の有無、広場の有無は現時点の情報での推定。今後変わる可能性あり。